九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

民事訴訟における充実と迅速 : アメリカ民事訴訟のロケット・ドケットを手掛かりとして

薗田, 史
九州大学大学院法学府 : 博士後期課程 : 民事訴訟法

https://doi.org/10.15017/14707

出版情報：九大法学. 95, pp.31-96, 2007-09-26. Kyudai Hogakkai
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

民事訴訟における充実と迅速

――アメリカ民事訴訟のロケット・ドケットを手掛かりとして――

薗田　史

一　はじめに
二　バージニア州東部地区裁判所における訴訟運営の基本的枠組み
　1　制度改革の特徴
　2　訴訟運営手続上のローカル・ルール
三　ロケット・ドケットの具体的展開
　1　各支部における実務
　2　特別手続
　3　他州への広がり
四　検討
　1　ロケット・ドケットの評価
　2　日本法への示唆
五　おわりに

一　はじめに

今般の司法制度改革の一環として、民事訴訟を国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとすることを目的に、平成一五年に民事訴訟法の一部改正が行われた(1)。その改正において、計画審理に関する規定が設けられ、訴訟手続を計画的に進行する義務の一般化が行われた（一四七条の二）。これを受けて、一四七条の三において、計画審理制度が導入された。すなわち、事件が複雑であることその他の事情により適正かつ迅速な審理を行うために必要があると認められるときは、裁判所は当事者双方と協議し、その結果を踏まえて、審理の計画を定めなければならない(2)と規定されたのである。

改正以前には、民事訴訟規則一六五条において、大規模訴訟に関する特則の中に、「審理の計画」を立てるべき旨の規定が置かれていたにすぎなかった。それに対して、実務においては、大規模訴訟のみならず、医療訴訟などの専門的知見を要するような事件において、計画審理の必要性が認識され、さまざまな工夫がなされてきた(3)。近時においては、一般的な通常事件においても計画審理を活用する運用が紹介されており(4)、その重要性は、実務上も認められていたことが伺える。

また、平成一三年に公表された『司法制度改革審議会意見書』においては、計画審理は、訴訟遅延対策の一つとして挙げられており、しかも、手続の透明性の実現は、すべての事件に妥当する要請であるとされていた(5)。

審理計画の策定に当たっては、裁判所は両当事者と協議を行い、争点及び証拠の整理期間、証拠調べ期間、判決言渡しの予定時期については、必要的に定めなければならない（一四七条二項）ほか、特定の事項についての攻撃

防御方法の提出期間や、その他訴訟手続の計画的な進行上必要な事項を定めることが出来る（同三項）。このため、具体的な審理計画の策定の際には、訴訟手続のスケジュール面に関する事項を超えて、広く訴訟指揮上有用な事項を審理計画の中に含めることも可能と解される。なお、審理計画に定められた期間を経過した後に攻撃防御方法が提出された場合には、通常の場合よりも厳格な要件で、時機に後れた攻撃防御方法として却下されることになる（一五七条の二）。

ところで、一四七条の三第四項では、審理計画の変更について規定されているが、その要件は、「審理の現状および当事者の訴訟追行の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるとき」とされており、原則として総合的な利益衡量によるものとされている(6)。したがって、実際に審理計画が変更されうる可能性はどの程度かが、計画審理制度の運用およびその実効性の確保にあたっては、重要な問題となろう(7)。

すなわち、一方では、審理計画の変更をあまり安易に認めることは、当事者に対する審理計画の拘束力を弱め、結果として審理計画制度そのものの実効性を低下させることにつながる(8)。そして最終的には、一五七条の二で規定する攻撃防御方法の却下規定が死文化するおそれも考えられる。このように考えると、審理計画の変更は、厳格に制限しなければならないであろう。

しかし他方では、訴訟手続の初期段階では、具体的事件ごとの個性や、その争点整理・証拠調べ等に必要な期間や労力が必ずしも明らかでないため、十分に適切な審理計画を定めることは困難である。適切な審理計画を定めるために多くの労力をかけて調査を行うことは、かえって審理計画策定のために不相当なコストを費やすことにつながり、訴訟の迅速化に反する結果となる。また、個々の事件において何が適切な審理計画かは、結局のところ、訴訟審理本体において事案が解明されていく中で徐々に明らかになってゆくものである。したがって、訴訟手続の初

期段階で定められる審理計画とは、一応の大まかな計画であったり[9]、あるいは事件類型ごとに定型的に定められる「モデル審理」のようなもの[10]であったりせざるをえないだろう。それならば、そのような審理計画は、事後的に変更ないし補完を行う余地を、緩やかに認めておかなければならない。

かくして、審理計画の変更を、厳格に制限するか、緩やかに認めるべきかという議論は、矛盾する価値判断の中でジレンマに陥ってしまう。

ところで、わが国の以上のような議論状況に対して、アメリカ合衆国における訴訟手続のスケジュール形成につき、訴訟手続のごく早期においてスケジュール命令を発令し、以後の手続において、スケジュールの変更や延期をほとんど認めないという、極めて厳格な訴訟のスケジュール管理を行っている実務運用が存在する。バージニア州東部地区裁判所における、「ロケット・ドケット（Rocket Docket）」方式が、その実務運用である。ロケット・ドケット方式は、個別訴訟における事情をほとんど全くと言ってよいほどに考慮せず、一律に訴訟のスケジュールを定め、その変更も実質上ほぼ不可能であるといわれる。しかし、それにもかかわらず、ロケット・ドケット方式は、バージニア州東部地区裁判所の各支部において、訴訟実務として定着し、当該地域の弁護士も、この実務運用に協力的であるといわれる。それのみならず、結果としてバージニア州東部地区は、アメリカ合衆国全体の中でも、特に迅速な訴訟手続を実現し、もっとも効率的な事件処理（ドケットの消化）を達成している裁判所であるといわれる[11]。

このような実務運用に対しては、先述のわが国における審理計画の変更可能性の議論からすれば、必ずしも個別事件ごとの個性に合致しない訴訟スケジュールを墨守することによって、当事者に十分な主張立証の機会を保障せ

ず、結果として真実に合致した正当な判決も望めなくなるのではないか、という疑問が当然に呈されよう。しかし、後に見るように、アメリカ合衆国内の一部地域において、このような訴訟実務が定着しつつあること、実務家のみならず、学者の間でも、ロケット・ドケット方式は概ね好意的に受け容れられていることなどを考えると、この疑問は必ずしも当を得ていないと考えざるを得ない。むしろ、訴訟スケジュールの変更可能性を非常に厳格に制限しても、スケジュールの硬軟とは別の、何らかの制度的条件が整っているならば、そのような硬い訴訟スケジュールの設定に基づく訴訟手続も、それなりにうまくいくと考える方が適当だろう。

そこで本稿では、先述の問い、「審理計画の変更を厳格に制限するか、緩やかに認めるべきか」という一次元的な問題設定に疑問を呈し、審理計画のような訴訟審理のスケジュール設定と、その変更可能性は、スケジュールの中で追行される、プロセスの中身との関連が重要であるということを示したい。すなわち、計画変更の蓋然性の程度を探るのではなく、ケース・マネージメントの観点から、手続の充実と審理計画の変更可能性とが密接に関連することを明らかにしたいと思う。

そこで、以下では、アメリカ合衆国バージニア州東部地区裁判所におけるケース・マネージメントとしての「ロケット・ドケット」の手続を紹介し、検討する。「ロケット・ドケット」は、手続の最初に確定的な期日を決定し、それを変更しないという手続であり、「計画審理」の最もリジッドな形であると思われる。そのような手続が実務や学説に受容され、大きな不満も上がらない理由について検討し、その検討結果を踏まえて、日本における計画審理の運用への示唆を得たいと思う。

注

（1）改正の経緯については、小野瀬厚「民事訴訟法改正の経緯と概要」ジュリスト一二五二号（二〇〇三年）六頁以下。

（2）協議が整わない場合の取扱については、裁判官による策定が可能であるという見解で争いがないようである。高橋宏志ほか「特別座談会」民事訴訟法改正と民事裁判の充実・迅速化」ジュリ一二五七号（二〇〇三年）一四〇頁、三角比呂「計画審理（第二章）」大江忠＝加藤新太郎＝山本和彦編『手続裁量とその規律』（有斐閣、二〇〇五年）六二頁。

（3）最高裁判所事務総局民事局監修『計画審理を中心とする複雑訴訟の運営に関する執務資料』（法曹会、二〇〇一年）。坂本倫城「計画審理（訴訟の各段階での審理計画）の実際――裁判所の立場から見ての問題点と改善の期待」上谷清＝加藤新太郎『新民事訴訟法施行三年の総括と将来の展望』（西神田編集室、二〇〇二年）八一頁以下。小佐田潔「訴書類型に着目した訴訟運営」判タ一〇七七号（二〇〇二年）四頁以下、など。

（4）東京地方裁判所プラクティス委員会『計画審理の運用について』（判例タイムズ、二〇〇四年）一七頁。

（5）ジュリ一二〇八号（二〇〇一年）一八五頁。

（6）前掲注（2）高橋ほか一三九頁。

（7）山田文「審理の計画化と効率化」法時七四巻一一号三一頁（二〇〇二年）。

（8）山本和彦編『民事訴訟の過去・現在・未来』（日本評論社、二〇〇五年）四五頁（福田剛久発言）。

（9）「特別座談会」民事訴訟法改正と民事裁判の充実・迅速化」ジュリスト一二五七号（二〇〇三年）五五頁（山本克己発言）においては争点整理などを行いながら、計画が徐々に固まっていく手続を想定される。また、東京地裁プラクティス委員会『計画審理の運用について』（判例タイムズ、二〇〇四年）一四頁以下によると、東京地裁では、審理の進行に伴い、計画を具体化していく実務が行われている。

（10）たとえば、東京地裁の医療集中部におけるプロセスカードの実務などが挙げられる。前掲注（3）参照のこと。

（11）Saundra Torry, On the Fast Track with Alexandria's "Rocket Docket," Wash. Post, Nov. 10, 1997 (Washington Business). この記事において、バージニア州東部地区裁判所は、「全国のどの裁判所よりも素早く訴訟が制度を通過する」裁判所として言及されている。

二　バージニア州東部地区裁判所における訴訟運営の基本的枠組み

連邦民事訴訟における費用と遅滞を最小限にするための、バージニア州東部地区裁判所の取り組みは、一九六〇年代初頭のWalter E. Hoffman判事、Oren R. Lewis判事、そしてJohn D. Butzner, Jr.判事による、裁判所に蓄積した事件を一掃するための努力に遡る[12]。この時代から、当該裁判所では、民事訴訟における訴え提起から和解もしくはトライアルまでの手続に対して、裁判官による厳格なコントロールを行うための、ローカル・ルールや裁判所審理規則、そして手続実務を発展させてきた。すなわち、この裁判所の裁判官は、係属した訴訟事件への早期の継続的な関与を維持することを義務づけられ、マジストレト裁判官[13]と補助職員も、訴訟運営プロセスにおける彼らのそれぞれの役割に応じて、裁判官と同様の迅速化を果たすべく努めることになった。他方で、この地区の弁護士も、次第にこの裁判所における裁判の速さに慣れ、この裁判所の規則と手続を遵守するようになった[14]。

およそ五〇年前から今日まで続く、この裁判所の裁判官および補助職員、弁護士会の弛みない努力の結果、バージニア州東部地区裁判所は、多くの連邦地方裁判所が直面したとされる訴訟「危機」を回避し、近年の刑事および民事裁判の取扱件数の増加にもかかわらず、バージニア州東部地区裁判所における民事訴訟事件処理のための期間の統計値は、一九八〇年代の初頭から減少している[15]。本章では、バージニア州東部地区裁判所の特徴を述べた後、この裁判所が合衆国で最も効率的な連邦地方裁判所の一つであり続けた理由であると考えられる、実務と手続について述べる。

1　制度改革の特徴

最初に、バージニア州東部地区裁判所の訴訟運営が、注目されるに至った背景について述べる。アメリカ合衆国において、訴訟制度の「危機」として、連邦裁判所の事件表（docket）の遅滞が問題とされてきた。遅滞の原因としては、さまざまなものが挙げられている。

まず、裁判官の数が不十分であることや裁判官ポストの空きを原因とする論者がいる。[16] また、制定法により定められている刑事訴訟の優越を含めた、司法システム上の要因が指摘されることもある。[17] あるいは、特定の類型の訴訟が非常に増えたことを原因とするものや、トライアル前のディスカバリーが原因だとし、弁護士の行動を強く批判するものもある。[18] いずれにせよ、裁判所および研究者たちは、事件表の遅滞が深刻な問題であるという共通認識を抱いている。すなわち、訴訟当事者は、民事紛争を解決するために、あまりにも長く待たねばならず、そして、あまりにも多くの費用を費やさねばならないというのである。[19]

このような問題意識を受けて、一九八九年、上院司法委員会の招集により構成された対策委員会は、研究者、裁判官、弁護士、そして訴訟当事者の間での、訴訟遅滞に対する問題点を明らかにし、そのような非効率性が、裁判所へのアクセスを不合理に妨げ、[20] 正義一般を害しているという認識が存在することを認めた。[21] その全てが、連邦裁判所に訴訟の「危機」が本当に存在していると主張しているわけではないが、近年、議会、そして裁判所自身もある程度ではあるが、裁判所と訴訟運営手続の改革の要求に対して受容的になってきた。議会は立法行為を通じて、裁判所は規則の改正を通じて、認識された危機を取り除き、連邦司法制度における当事者の要求に応え、その必要を満たそうと試みている。[22]

米国連邦議会による立法上の試みとしては、一九九〇年司法改革法[23]（以下、「一九九〇年法」と記す）が挙げられ

る。[24] これは、堪え難い負担となる取扱件数、事件表の遅滞、そして法外な費用に取り組むことを企図して行われた、広範に及ぶ一連の立法措置である。一九九〇年法は、連邦裁判所研究委員会（the Federal Courts Study Committee）のいくつかの提案と、一九八九年のいわゆる訴訟「危機」の調査に基づくブルッキングス研究所の提案[25]を反映させたものである。一九九〇年法の第一編は、一九九〇年民事訴訟改革法（以下、「CJRA」と記す）である。[26]

CJRAは、それぞれの連邦裁判所に、諮問委員会（advisory group）[27]を設置することを要求した。この諮問委員会の任務は、裁判所の事件表と訴訟運営手続を評価し、問題が存在する場合は、それらの問題を解消するための計画を裁判所に助言することであった。地区裁判所は、諮問委員会により提案された計画に拘束されるわけではなく、これを採用、修正、あるいは拒否することもできた。また、独自の計画を公表、採用することや、連邦司法委員会によって公表されたモデル計画を採用することも可能であった。[28] 提案されたある改革案では、「裁判官は、すべての複雑でない訴訟事件において、早期に確定的なトライアル期日を示す必要がある」とされていた。[29] さらに、当事者が、早期に設定されたトライアル期日やディスカバリーの期限の延期を求めた場合に、裁判官は、この要求を厳格な「十分な理由」を基準として検討することを勧告した。[30]

このような連邦レベルでの司法改革の流れの中で注目されたのが、五〇年以上も前から前述したような手続を実行し、訴訟「危機」を回避してきたとされる、バージニア州東部地区裁判所の存在であった。この裁判所は、裁判官の早期の手続への関与により、手続の早い段階において、確定的なトライアル期日とディスカバリーの締切日を決定するという手続運営を、訴訟手続の中に定着させていた。このように、トライアルに向かって「一目散に進ませる」手続は、一般的に「ロケット・ドケット（Rocket Docket）」と呼ばれる。こうして、バージニア州東部地区裁判所は、「全国のどの裁判所よりも素早く訴訟が制度を通過する」[31]場所として言及されることとなった。そして、

この裁判所の手続の迅速さを求めて、本来ならば管轄外である多くの特許訴訟が提起されるということさえ起こっている。

バージニア州東部地区裁判所は、他の連邦裁判所と同様に、右に述べたような同様のドケット上の問題点を抱えていた。また、地理的な規模や在籍する裁判官の数においても、他の裁判所と比べて大きな差はない。ところが、その取扱件数は、その規模に対して非常に多いと言われ、特に製造物責任訴訟や在監者による本人訴訟などのような類型の訴訟を多く抱える[32]。これらの類型の訴訟は、他の裁判所でも、深刻な訴訟運営上の問題を引き起こした[33]。それにも関わらず、バージニア州東部地区裁判所においては、ドケットの遅滞を生じさせることなく、健全な制度運営が可能となっていると評価される。

以下では、バージニア州東部地区裁判所のローカル・ルールから、効率的なドケット管理を可能としたと言われる、その訴訟運営の基本枠組みを概観する。

2　訴訟運営手続上のローカル・ルール

バージニア州東部地区裁判所におけるいくつかの独自の訴訟運営実務は、そこに係属する民事事件を効率よく処理する際の鍵となる。はじめに、すべての支部に対して共通に適用されるローカル・ルールに基づいた手続について述べる。この手続は、この裁判所の効率的な訴訟運営の重要な要素であると考えられる。

しかし、事件の迅速かつ効率的な処理のためにローカル・ルールで規定されているのは、以下で詳しく見るように、手続の各局面における締切期限の設定や、期間の延長に関する厳格な要件などである。つまり、冒頭で紹介したロケット・ドケットと呼ばれる訴訟管理手法、すなわちトライアル期日やディスカバリー締切日などの手続全体

にかかわる終期を、手続の早い段階で決定することによって、訴訟手続全体のスケジュールをコントロールするという訴訟管理手法は、ローカル・ルールの中には定められていないということになる。むしろそれは、次章で概観する、各支部裁判所における実務上の運用に任されているのである。言い換えるならば、当該ローカル・ルールは、ロケット・ドケットと呼ばれる訴訟実務上の運用の制度的基盤として、訴訟の効率化・迅速化に貢献しているといえるのである。

（1）総論

バージニア州東部地区裁判所のローカル・ルールは、民事訴訟手続における不必要な遅滞と費用を最小限にし、訴訟当事者のための「上質な」正義を達成するために立案された。また、このルールは、連邦民事訴訟規則一六条の規定を受けて、地方裁判所裁判官が、裁判所に係属した訴訟に対し、厳格な手続上のコントロールを及ぼす手続を構築する。[34] このような厳格なコントロールは、申立て、ディスカバリー、そしてトライアルの期日指定にも拡張されている。このルールは、裁判官が期日の延期を好ましくないと考えていることを、弁護士に対して明確に示すことによって、設定された期日を遵守させることになっている。[35] これは、訴訟手続への早期介入とコントロールを行う中で、裁判官が、個々の訴訟事件の詳細にまで立ち入って、関与するということを意味するのではない。むしろ、裁判官はトライアル前にカレンダーを作成し、これを強制するという形で、事件に関与するのである。[36] この裁判所のローカル・ルールは、全体として事件管理の成功に貢献しているのであろうが、以下では、特に重要と思われるものについて述べる。これらのルールは、CJRA を受けて一部修正された条項を除けば、ほぼ全てが CJRA に先立って規定・運用されていたものである。このことは、連邦議会が裁判所における費用と遅滞を減少させるた

めに重要な手段であると示した訴訟運営の技術を、この裁判所のローカル・ルールはCJRA以前から反映・実践していたことを示している。

（2）裁判籍に関するローカル・ルール

バージニア州東部地区裁判所のローカル・ルール三条は、この裁判所内に四つの支部を作り、これらを定義している。[37] そして、ローカル・ルール四条は、裁判籍に関するルールを明確に示しており、バージニア州東部地区裁判所に提起される訴訟は、連邦の裁判籍に関する制定法（Federal Venue Statutes）に基づいて、適切な支部に提起されなければならないと規定している。[38] このような裁判籍条項の重要性は、裁判所と当事者が手続を進めるにあたって、最も便利な裁判所に訴訟提起を限定するところにある。すなわち、当事者は、ディスカバリーを実施する際や、トライアルが行われる場合には弁論を行う際に、最も利便性のよい裁判所（つまり、各手続段階において、最も迅速かつ効率のよい手続を実現してくれるようなローカル・ルールや実務運用を有する裁判所）に訴えを提起することを制限されることによって、遅滞や費用を削減しうるのである。そして、この規定はまた、「裁判官漁り（judge-shopping）」を排除する。[39] 裁判官漁りは、裁判官が個々の事件表を有し、支部や裁判所の裁判籍に関する制限を有さない裁判所において起こりうるものである。また、調査に基づく分析を行い、不相応に多くの特許訴訟が、バージニア州東部地区裁判所のようなある特定の裁判所に提起されていることを発見した研究がある。[40] この論文によると、この裁判所からの移送の割合も高いことが示されている。訴訟当事者は、バージニア州東部地区裁判所を、解決の早さと技術的な特許問題における裁判官の専門技術のために好むのであろう。しかし、この裁判所の移送の割合は、この裁判官らが、裁判籍にあまり関係のない訴訟や裁判官漁りをしている当事者により提起された訴訟、東

部地区裁判所にあまり関連のない訴訟を、結果として適切に取り除いていることを示唆する。[41] ただし、このような裁判籍の厳格な運用は、正義や迅速などの訴訟上の諸理念に関して、結果として何らかの地域格差を生じさせる恐れがあることも指摘できよう。この現象は、わが国における訴訟実務の地域格差の問題と比べても、アメリカ合衆国における方がより深刻なものとなりうるとも考えられる。

（3）プリトライアル・カンファレンスに関するローカル・ルール

この裁判所のローカル・ルール一六条は、プリトライアル・カンファレンスについての規定をおく。この規定によると、この裁判所では、民事訴訟全般について、訴状の送達や移送の通知がなされたら、「可能な限り迅速に」、連邦民事訴訟規則一六条（b）項に基づく第一回プリトライアル・カンファレンス期日が設定されなければならない。そして、これに加えて、またはその代わりに、命令によって、ディスカバリーの締切期限や最終プリトライアル・カンファレンスの期日を決定する。この命令を出すのは、最初の応訴（appearance）から九〇日以内、または訴状の送達から一二〇日以内と定められている。裁判所は、連邦民事訴訟規則一六条（b）項または法一般が認める他の行政上の事項や運営上の事項を規定する命令を出さなければならず、有用である場合はトライアル期日をも決定することができる。[42] 当事者とその弁護士は、これらの命令によって、決定された期日に拘束され、それについての延長や延期は、十分な理由の証明がない場合は、認められない。そして、一方当事者の弁護士が通常のディスカバリー手続を迅速に実施しなかったというだけでは、延長や延期の十分な理由を構成しないとされている。[43]

（4）申立て実務に関するローカル・ルール

バージニア州東部地区裁判所における申立て実務を規定している条文は、ローカル・ルール七条である。[44] このルールによると、申立ては、原則的として、事実に関する簡明な陳述と裏付けとなる理由が示され、申立当事者が根拠とした先例を引用した書面を伴ってなされなければならない。[45] 例外とされるのは、裁判所が書面によらない他の方法を指示した場合と、より範囲が明確化された陳述を求める申立て、期限が過ぎていない場合のプリーディングへの応答のための期間延長の申立て、懈怠判決のための申立ての場合である。[46] これに対し、相手方当事者は、他の方法を裁判所が指示した場合以外には、送達から一一日以内に、応答的書面（responsive brief）とその裏付けとなる適切な書面を提出しなければならない。そして、申立当事者は、相手方当事者の応答書面の送達から三日以内に、反証のための準備書面を提出することができる。それ以上の書面や書面によるコミュニケーションは、予め裁判所の許可を得ることなしに提出することはできない。[47]

また、このルールは、書式の利用に関して制限を設けている。すなわち、コピー機やコンピュータなどの電子機器により複製された書式による申立てや質問書に関して、それを提出する弁護士に一定の義務を課すのである。その義務とは、提出する書面にある無関係な事項を削除し、残った部分を注意深く検討した上で、十分な確信を持って内容が当該請求に関連性があると保証させることである。[48] このようにして、この裁判所は、「書式（form）」を利用した申立てを排除している。[49]

また、ローカル・ルール七条（E）項は、以下のように規定する。「すべての申立ては、裁判所が設定した審理の期日までに、相手方当事者が応答できるように、十分に前もってなされなければならない。申立当事者は、その申立てに関する審理（hearing）を行うか否かを選択することができる。申立てに関する審理を求める場合は、そ

の旨を裁判所に申立てなければならず、審理を不要とする場合には、相手方と協議を行う義務を負う。いずれの場合も、三〇日以内に行われなければ、申立ては取り下げられたものとみなされる。また、相手方当事者にも申立てに関する審理を求めることを保障している。すべての申立てについて、審理で対面する前に、相手方当事者に会うか、もしくは電話で、不合意の範囲を狭めるために十分な努力をもって協議を行うことが、申立当事者に義務づけられている。何らの合意もなされなかった場合には、そのような協議を、当該訴訟が係属している裁判所の支部に近い方の弁護士の事務所で行われなければならない」。このルールは、申立てについての審理を求める弁護士に、裁判所に対して、相手方弁護士に会い、その申立ての中で争点となっている範囲を狭めようと試みることを要求している。[50]

トライアル期日または審理期日の延期の申立ては、単なる当事者（弁護士）間の合意では認められず、十分な理由とこの裁判所の開廷期に関する理由でのみ認められる。[51] しかし、実際に認められる例は少ないようである。また、申立てに関連する期間の延長に関しても、書面でなすことを要求しているが、延長の申立ては、「好ましくないものとみなされる」ことが明言されている。[52]

サマリー判決[53]の申立てをする場合、弁護士は、裁判所が申立てを考慮し、文書を十分に確認できるように、事件表に載せられたトライアル期日よりも十分に前もって申立てを行なわなければならない。また、裁判所が、時期尚早にこのような申立てを判断しないように、他の申立てよりも時間に余裕をもって提出するように義務づけられている。[54]

また、申立てに関するルールとして、本人訴訟の当事者に対するルールも定められている。すなわち、弁護士によって代理されていない当事者に対して、訴えの処分に関わる申立てを行う当事者は、一定の警告を、申立ての最

後に添付もしくは含めなければならない。[55] このような警告は、一九七五年の判例を受けたもので、当該申立てに対して、答弁書を三〇日以内に提出することができること、[56] 答弁書を提出しない場合には、申立当事者の書面に基づいて、判断がなされること、[57] 争いのある事項を明確にして、宣誓供述書等の手段により、自己の見解を主張しなければならないこと、[58] 相手方当事者の提出した文書と対立する法律文書を提出することができること[59]の四点を含むように規定されている。本人訴訟の当事者が、この裁判所の速いペースの審理を規定するルールを知らずに不利益を受けることから保護するための規定であると思われる。[60]

（5）ディスカバリーに関するローカル・ルール

バージニア州東部地区裁判所は、最も成功しているローカル・ルールの一つとして、ディスカバリーに関する規定を有する。[61] かつて、ローカル・ルール一一・一条[62]は、バージニア州東部地区裁判所におけるディスカバリー実務に適用されていた。このルールは、ディスカバリーに関連する訴訟費用をコントロールする際に重要な条文であったと言われている。[63] 一一・一条は、当事者が民事訴訟において提出できる質問書の数を、三〇に制限していた。当事者でない者の証言録取書の数も、一人の当事者が五通まで提出することができると制限していた。現在では、連邦民事訴訟規則の修正に伴い、質問書に関する条文が削除されている。[64] ちなみに、現在の規則では、質問書が二五通、[65] 証言録取書が一〇通[66]までと制限されている。

質問書等の数の制限の他にも、バージニア州東部地区裁判所のローカル・ルールには、ディスカバリーによって長引いてしまう時間をコントロールし、ディスカバリーに関する争いが訴訟を遅滞させることを妨ぐために立案された、いくつかの条項も規定されている。たとえば、ディスカバリーの要求に対する異議は、原則的にディスカバ

リー要求の送達がなされてから一五日以内に提出されなければならないことを義務づける規定などである。[67] いったん裁判所が、ディスカバリーに関する申立てについて決定を行ったならば、当事者は、裁判所の命令の登録から一一日以内にディスカバリーを完了させなければならない。[68] また、当事者は、連邦民事訴訟規則やローカル・ルールなどによって決められたディスカバリーの期限を延長したり、裁判所の明示的な許可なしにその訴訟のスケジュール命令を延長したりすることはできない。弁護士間で期間の合意をしても、その効果はなく、期間の延長は、裁判所のみがその裁量の範囲内で許すことができることになっている。ただし、そのような期間の延長も、ディスカバリーにおいて何が明らかになるかという実体的な面とは無関係に、ディスカバリーを完了するために必要な期間が必要最小限で、先行する期日の設定に影響を与えない形でしか認められないようである。[69]

かつての一一・一条は、当事者に対してディスカバリーに関する書面による申立てを裁判所に提出することを要求していたが、それは、ディスカバリーを強制するための開示制限命令のための申立てのような重要なものだけが文書を伴うことを要求していた。[70] 現在の規定では、原則としてすべての申立てが書面によってなされることを要求し、書面による提出を「時間が許さない」場合には、裁判所は裁量でこの要求を免除することができることになっている。[71] 前述したような、連邦民事訴訟規則の修正との関係で、規定に変更が加えられたのだろうが、裁判所の運用は変わっていないのではないかと思われる。

また、ディスカバリーの申立てを行うにあたっては、弁護士が対面し、あるいは電話で、あらゆる可能な手段により、論争を解決しようと努めるまでは、ディスカバリーの申立てが提出されることは一切許されず、裁判所は、弁護士によってそのような交渉が行われたという陳述書が伴わないディスカバリーの申立てについて判断しない。[72]

このローカル・ルールが、訴訟の迅速さに非常に大きな影響を与えている理由は、東部地区裁判所の弁護士がこ

れに従うより仕方がない状況を作り出していることにもある。ローカル・ルール三七条は、不必要なディスカバリーの要求[73]や、当事者あるいは弁護士のローカル・ルールや裁判所命令への不服従に適用できる明示的な罰則規定を有する。罰則は、費用と弁護士費用の賦課金を含み、バージニア州東部地区裁判所の法廷は、厳格にこれらの罰則規定を実施しているようである。[74] しかし、現実の制裁はほとんど必要でないとも言われている。それは、手続に関与する弁護士が、この裁判所の迅速さに慣れ、その規則と手続に敬意を示しているからであるとされる。[75]

また、ローカル・ルール三〇条は証言録取書について規定している。このルールは、当事者または当事者の代表の証言録取書が地区裁判所の管轄で取られるように促す機能を有する。すなわち、高齢や健康上の理由など、特別な事情のない限り、原則として地区裁判所管轄内で証言録取を行うように規定している。[76] このルールはまた、地区裁判所外で証言録取が行われる際の旅費の分担についても細かな規定を設けている。[77] また、遠隔地での証言録取を抑制するとともに、近隣に居住する者に対する旅費の算出も限定的に行うことが明文化されている。[78]

証言録取に関して、もう一つの重要な規定は、その提出の際に課する義務の規定である。すなわち、このローカル・ルールは、証言録取を提出する際には、申立ての規律と同様に、弁護士が提出される予定の証言録取書を予め審査することを要求し、その上で、陪審員のために、専門家証人の資格についての記述の要約を行い、不必要な事項あるいは本案に関連性がない事項を削除し、陪審が読まないように、異議と弁護士の陳述を削除するように義務づけている。また、何を削除するかについて、合意が整わなかった場合には、トライアル期日までに裁判所に判断を仰がなければならない。そのような申立てを行わずに、トライアル期日が開かれた場合には、異議の放棄がなされたものとみなされる。[79] このようにして、この裁判所は、トライアル期日に、必要最小限の証言録取書が出されることを要求している。このことは、証言録取を行う際にも、不必要な尋問を行わないようにする方向に作用すると

考えられる。また、非陪審事件においては、すべての証言録取書にその要約を添付するように義務づけている。その要約は、裁判所が注目すべき顕著な箇所を明確にするように要求されている(18)。

これらの規定は、当事者に地区裁判所内で証言録取を行うことを促し、証言録取書を作る過程に関わる弁護士費用を最小限に抑え、不必要な証言録取を行わないようにさせるものである。

注

(12) Paul M. Barrett, 'Rocket Docket': Federal Courts in Virginia Dispense Speedy Justice, Wall St. J., Dec 5, 1987, at 33.

(13)「magistrate」は、英米法辞典によると、「管轄権に訴額または事項の制限のある裁判官」である。田中英夫編『英米法辞典』五三四頁（東京大学出版会、一九九一年）。

(14) Kim Dayton, Case Management in the Eastern District of Virginia, 26 U.S.F.L. Rev. 445, 450 (1992).

(15) たとえば、民事訴訟について、統計年一九八〇年には、訴状の提出から処理までの期間の統計値が五ヶ月であったのに対して、一九九〇年には、四ヶ月になっている。1984 Federal Court Management Statistics 46 (Administrative Office of the United States Courts 1984), 1990 Federal Court Management Statistics 70 (Administrative Office of the United States Courts 1990). また、一九九〇年の全国での統計値は、九ヶ月であった。*Id.* at 167. 合衆国裁判所事務局（AO）は、統計値を算出するにあたり、土地収用、在監者請願、不当利得返還請求、判決の強制執行、国外退去強制を除外している。

(16) Edward D. Cavanagh, The Civil Justice Reform Act of 1990 and 1993 Amendments to the Federal Rules of Civil Procedure: Can Systematic Ills Afflicting the Federal Courts Be Remedied by Local Rules?, 67 St. John's L. Rev. 721, 721 (1993).

(17) *See id.* at 722.; Robert L. Haig & Warren N. Stone, Dose All This Litigation "Reform" Really Benefit the Client?, 67 St. John's L. Rev. 843, 846(1993).

(18) Carrie. E. Johnson, Rocket Dockets: Reducing Delay in Federal Civil Litigation. 85 Cal. L. Rev. 225, 228 (1997).

(19) Brookings Inst., Justice For All: Reducing Costs And Delay In Civil Litigation, 1 (1989) [hereinafter Justice For All].「ロケット・ドケット」は、増大する費用を減少させることにも資すると指摘されているが、本稿ではこの議論には立ち入らないことにする。

(20) 潜在的な訴訟利用者の連邦裁判所への立ち入りを禁止しているのも同然であるという批判もなされている。*See* Dayton, *supra* note 14 at 445.

(21) Justice For All, *supra* note 19, at 5-6 (1989). 事件表の遅滞に関するこれらの調査結果は、決して目新しいものではなく、事件表の遅滞が、「しばしば人道にかなった社会が許容すべきではない被害と経済的損失を意味すること」を長い間認識してきたといわれる。Cavanagh, *supra* note 16, at 721.

(22) *See* Dayton, *supra* note 14, at 445.

(23) Pub. L. No.101-650, 104 Stat. 5089.

(24) これより以前に、司法委員会は、連邦民事訴訟規則の全面的な修正を勧めたようであるが、提案された修正条項は、包括的な司法改革に取り組んでいると評価できるような内容ではなかったとされている。*See* Dayton, *supra* note 14, at 448.

(25) Justice For All, *supra* note 19, at 30-33 .

(26) 28 U.S.C. § 471-82 (Supp. 1990). アメリカ合衆国における民事訴法改革については、古閑裕二「アメリカ合衆国における民事司法改革 ── Civil Justice Reform Act of 1990 を中心として ──」法曹会編『アメリカにおける民事訴訟の実情』（法曹会、1997年）一頁以下、に詳しい。

(27) 実務家、訴訟当事者、そして裁判所構成員(constituencies)以外からの代表者から構成されるものとされた。See 28 U.S.C. § 478 (Supp. 1990).

(28) CJRA に基づいて、実験庁の一つとして選ばれたペンシルバニア州東部地区裁判所は、CJRA によって提案された計画を採用した。United States District Court For The Eastern District Of Pennsylvania, Civil Justice Expense And Delay Reduction Plan, 1 (Dec. 31, 1991). なお、どの程度の数の州が、CJRA による計画を採用したかについては、資料・データ不足等により、具体的な数値を出すことができないが、そのような計画を採用したか否かに関わらず、立法によって、裁判所にその運営方法の改革を義務づけたことに、すでに十分な意味があると思われる。

(29) Justice For All, *supra* note 19, at 17; *See* Johnson, *supra* note 18, at 226．なお、CJRA の最終報告書によると、連邦民事訴訟規則一六条に基づく早期の訴訟運営と、同規則一六条および二六条（f）項に基づくディスカバリー運営計画の利用を推奨している。

(30) Justice For All, *supra* note 19, at 21.

(31) 前掲注（11）参照のこと。

(32) 提起された製造物責任による人的侵害訴訟の数は、統計年一九七五年から一九八五年で七〇〇％以上増加した。Michael D. Green, The Pradox of Statutes of Limitations in Toxic Substances Litigation, 76 Cal. L. Rev. 965, 967 n. 7 (1988).

(33) 在監者による連邦事件は、少なくともその提起される事件数において、連邦司法制度に負担をかける。なぜなら、それらの訴訟の大部分が、在監者本人により提起されており、そのプリーディングはしばしば理解しがたいからである。また、訴えを提起した在監者本人と、国の代理人との間で、有意義な交渉が事実上不可能であるため、和解により終結することはほとんどない。さらに、一般的に訴訟救助を受けている原告は、訴訟費用あるいは金銭的な制裁のいずれによっても脅かされないので、不当な訴訟にも制限が加わらない。Mark K. Dietrich, Transportation of State Prisoners to Their Federal Civil Rights Actions, 53 Fordham L. Rev. 1221, 1221 n. 4 (1985). *See* Dayton, *supra* note 14 at 450.

(34) Fed. R. Civ. P.16. 連邦民事訴訟規則一六条は、プリトライアル・カンファレンスなどについて規定しており、一九八三年、一九八七年、一九九三年に修正されている。一九八三年の改正は、裁判官が、公平無私で中立的な「正義」の裁定者であるというよりむしろ、訴訟の「管理者」となっているという批判に応答することを企図して行われた。この改正により、地区裁判所裁判官は、係属した民事訴訟をコントロールすべきであることが明らかにされた。Fed. R. Civ. P.16 advisory committee note. また、一九九三年の改正では、一六条のスケジュール命令や他の手段を通じて、裁判官の民事訴訟に対するコントロールの義務がさらに拡大されたと言える。

(35) E.D.Va.Rocal R.7(J). 延長（Extensions）：「申立てに関連する時間の延長の要求は、すべて書面でなされなければならず、原則的に、そのような要求は好ましくないものとみなされる。」

(36) Virginia E. Hench, Mandatory Disclosure and Equal Access to Justice: The 1993 Federal Discovery Rules Amendments and the Just, Speedy and Inexpensive Determination of Every Action, 67 Temple L. Rev. 179, 235

(1994).

(37) E.D.Va.Rocal R.3.

(38) E.D.Va.Rocal R.4.

(39) Kimberly A. Moore, Forum Shopping in Patent Cases: Does Geographic Choice Affect Innovation?, 83 J. Pat. & Trademark Off. Soc'y 558 (originally published at 79 N. C. L. Rev. 889 (2001)), 572-76.

(40) *See id*, 572-76 (2001).; Nita Ghei & Francesco Parisi, Adverse Selection and Moral Hazard in Forum Shopping: Conflicts Law As Spontaneous Order, 25 CARDOZO L. Rev. 1367,1381.

(41) Cognitronics Imaging Sys. v. Recognition Research Inc., 83 F. Supp. 2d 689 (D. Va. 2000).; Agilent Techs., Inc. v. Micromuse, Inc., 316 F. Supp. 2d 322 (D. Va. 2004). など。これらの事件では、被告が移送申立てを行い、申立てが認容されている。裁判所が、管轄に関して判断する際には、当事者の利便性の問題などと共に、「interest of justice」という問題が判断要素として挙げられているようである。そこで、原告が「裁判所のドケットの状態」が「interest of justice」に当たると主張したものの、裁判所は、ドケットの状態という理由のみでは、管轄を維持する理由とはなり得ないと判示した。なお、管見の限りで、移送決定に関する裁判例八件のうち、六件については移送決定がなされ、二件については申立てが却下されている。いずれの申立ても、申立ての日に決定がなされていた。

(42) E.D.VA.Rocal R.16(B). 第一回プリトライアル・カンファレンス及び命令とスケジュール命令：「民事訴訟全般において、訴状または移送の通知が提出された後、可能な限り迅速に、裁判所は連邦民事訴訟規則一六条（b）項に基づいて行われる第一回プリトライアル・カンファレンスの期日を設定しなければならない。それに加えて、またはその代わりに、最初の応訴（appearance）から九〇日以内または訴状の送達から一二〇日以内に、裁判所は、各当事者がディスカバリー手続を完了させるための締切期限及び最終プリトライアル・カンファレンスの期日、有用である場合はトライアル期日を決定し、連邦民事訴訟規則一六条（b）項または法一般が許す他の行政上の事項や運営上の事項を規定する命令を出さなければならない。」

(43) あるバージニア州の弁護士は、「法廷で出血量が死に至るほどでなかったら、あなたは延期期日を得ることはできないだろう」と言われている。Rocket Docket: Fast and Good, Washingtonian, Jane 1996, at 93.

(44) E.D.Va.Rocal R.7. この条項は、二〇〇四年一〇月二五日に修正され、二〇〇五年二月一五日に発効している。これ以前は、同様の条項が一一条として存在していた。

(45) E.D.Va.Rocal R.7(F)(1).「すべての申立ては、裁判所が他の方法を指示した場合と七条(F)(2)項に掲げる例外を除いて、事実に関する簡明な陳述と裏付けとなる理由が示され、申立当事者が根拠とした先例を引用した書面を伴ってなされなければならない。他の方法を裁判所が指示した場合以外には、相手方当事者は、送達から一一日以内に、応答的書面（responsive brief）と裏づけとなる適切な書面を提出しなければならない。申立当事者は、相手方当事者の応答書面の送達から三日以内に、反証のための準備書面を提出することができる。それ以上の書面や書面によるコミュニケーションは、予め得ている裁判所の許可なしに提出することはできない。」

二〇〇四年の修正以前は、申立ては、裁判所において審理の間になされるか、裁判所が特にその必要性を否定したとき以外は、書面でなされなければならないと規定されていた。Dayton, *supra* note 14 at 456. なお、連邦民事訴訟規則七条（b）(1)項には、申立ては審理およびトライアルの際になされるとき以外は書面でなされなければならないと規定されている。Fed. R. Civ. P.7(b)(1).

(46) E.D.Va.Rocal R.7(F)(2). 二〇〇四年の修正以前には、このような規定の例外として、いくつかのディスカバリーの申立ても含まれていた。*See* Dayton, *supra* note 14, at 456.

(47) E.D.Va.Rocal R.7(F)(1), *supra* note 45.

(48) E.D.Va.Rocal R.7(D). 書式の利用（Use of Forms）:「印刷された書式、マルチグラフで印刷された書式、複写された書式、あるいはタイプライター、コンピュータ、ワープロなどの機器によって複製された書式によるあらゆる申立てや質問書は、それを提出する弁護士が無関係の事項を削除し、残った部分を注意深く再検討した上で、十分な確信を持って内容が当該請求に関連性があると保証しないかぎり、許容されない。」

二〇〇四年の修正以前のルールとの相違点は、外部資料が消滅させらないかぎり、「書式」を利用した申立てを排除するという規定になっていたことである。

(49) 書面のフォント等の「書式」についても詳細な規定を設けているが、本稿では省略する。E. D. Va. Rocal R.7(F)(3).

(50) E.D.Va.Rocal R.7(E). なお、通常の申立日を有する支部では、申立ては直近の申立日に通知されなければならない。それぞれの支部での実務に関しては、後述する。また、CJRAでは、ディスカバリーの申立てにおいて、上記と同様のルールを設けることを考慮するよう、連邦地方裁判所に勧告がなされたが、この裁判所では、それよりも以前から上記のようなルールが存在した。See 28 U.S.C. §473(a)(5)(Supp. 1990). これによると、ディスカバリーの考慮を制限することによって、

司法資源の節約しうると指摘する。その制限の方法は、申立て当事者が、申立て事項について、相手方当事者との合意に達するための合理的で十分な努力を行ったことが書面により確認されない限り、その考慮を禁止するというものである。ちなみに、バージニア州東部地区裁判所では、ディスカバリーの申立てを制限していない。

(51) E.D.Va.Rocal R.7(G). 延期：「トライアル期日または審理期日の延期の申立ては、単なる弁護士の合意では認められない。十分な理由とこの裁判所の開延期以外の理由では認められない。」

(52) E.D.Va.Rocal R.7(I).

(53) 重要な事実に関する真性の争点がない場合に、トライアルでの事実認定を行うことなく、当事者の申立てによって、裁判所が法的判断をするだけで終局判決をすることができる。Fed. R. Civ. P.56.；浅香吉幹『アメリカ民事手続法』（弘文堂、二〇〇〇年九六頁）。

(54) E.D.Va.Rocal R.56(A). かつては、一一条の申立ての条文で規律されていたようであるが、サマリー判決に関する条項の中で、七条(F)(一)項が準用される形に修正されている。*See* Dayton, *supra* note 14, at 457(1992).

(55) E.D.Va.Rocal R.7(K). 本人訴訟を行う当事者に対する申立て：「弁護士によって代理されていない当事者に対して、事件を処分する（dispositive）、あるいは部分的に処分する申立てを行う当事者は、Roseboro v. Garrison, 528 F. 2d 309 (4th Cir. 1975). の要求する警告を、申立ての最後に添付もしくは含めなければならない。」

(56) E.D.Va.Rocal R.7(K)(1). 本人訴訟の当事者は、その申立てに対する答弁書を提出する権利があり、そのような答弁書は、事件を処分する、または部分的に処分する申立てが提出された日から二〇日以内に提出されなければならない。

(57) E.D.Va.Rocal R.7(K)(2). 裁判所は、本人訴訟の当事者が答弁書を提出しなかった場合には、申立当事者の書面を基礎として、その訴えを却下することができる。

(58) E.D.Va.Rocal R.7(K)(3). 本人訴訟の当事者は、申立当事者が述べている事実の中で同意できない全ての事実を明確にし、宣誓供述書（公証人の前で宣誓のもと署名がなされた書面）または宣誓付供述（偽証罪のもとに署名がなされたという証明書を提示すること）を提出することによって、当該事実に対する自己の見解を示さなければならない。

(59) E.D.Va.Rocal R.7(K)(4). 本人訴訟の当事者はまた、申立当事者によって提出されたものと反対の法律文書（legal brief）を提出する権利を有する。

(60) しかしそれと同時に、この規定は、本人訴訟の当事者が、その不利益からの救済を求める申立てを減少させることができ

る仕組みとも見ることができるようにも思われる。

（61）Heather Russell Koenig, The Eastren District of Virginia: A Working Solution for Civil Justice Reform, 32 Rich. L. Rev. 799, 808 (1998).

（62）この規定は、現在では、二六条のディスカバリーとディスクロージャーに関する規定と、三七条の罰則規定に同様のものがおかれているようである。

（63）*See* Dayton, *supra* note 14, at 457.

（64）連邦民事訴訟規則一九九三年修正では、当然開示（disclosure）を導入し、証言録取書と質問書の数を制限する規定を設けながら、その規定は、個別事件での変更を可能とする柔軟なものであった。また、各連邦地方裁判所に対しても、これらを導入するか否かや、その内容を変更することについて、ローカル・ルールでの裁量を広く認める規定であった。このようなローカル・ルールへの広範な委任の背景には、CJRA があった。これは、連邦議会の立法により、訴訟費用や訴訟遅延の減少を目的として、各連邦地区裁判所において五年間、それぞれの工夫をすることを要求するものであった。一九九三年の修正段階では、この実験の途中であったため、上記の数について統一的な規定を設けることを避けたようである。しかし、二〇〇〇年修正の際には、実験も終了し、合衆国司法会議による最終報告書も提出されていたため、全国的に統一された条項をおいたようである。このような流れによって、証言録取書および質問書の数については、ローカル・ルールによる変更が不可能となり、バージニア州東部地区裁判所のローカル・ルールからも、質問書や証言録取書の数量の制限の条文は削除された。しかし、この裁判所におけるローカル・ルール一一・二条は、CJRA よりも以前から存在し、この裁判所の素早い手続に貢献していたことは事実であり、それが認められたからこそ、全国的なルールとして制定されたと考えられる。

（65）Fed. R. Civ. P. 33(a).

（66）Fed. R. Civ. P. 30(b)(1).

（67）E.D.Va.Local R.26(C). ディスカバリー手続に対する異議（Objections to Discovery Process）：「裁判所が命ずる他の方法を除いて、連邦民事訴訟規則二六条から三七条に基づく、あらゆる質問書、要求、申立て（applications）に対する異議は、質問書、要求、申立ての送達を受けてから一五日以内に送達されなければならず、被告が、当該被告に対する呼出状や訴状の送達から三〇日以内に、または、呼出状と訴状の送達から四五日以内に、何らかの同様の異議の送達をする場合を除いて、訴状とともに送達された質問書、要求、申立てに対して、それについて異議がない旨の返答を送達しなければならない。裁判

所は、より短い期間あるいはより長い期間を認めることができる。異議は、具体的に述べられなければならない。異議は、異議を申し立てている当事者が、何ら明確な異議が申し立てられていないディスカバリーの事項に、他の方法で返答または応答しなければならない期間を延長してはならない。」

(68) E.D.Va.Rocal R.37(C). ディスカバリー命令の遵守：「裁判所がディスカバリーの申立てに関して判断を下した後は、裁判所が他の方法を命じない限り、裁判所によって要求されたあらゆる回答、証拠提出、指定、調査、説明は、当該申立てについての命令の登録から一一日以内に完了しなければならない。」

(69) E.D.Va.Rocal R.37(F). 延長：「個別事件の事実関係に基づいて、裁判所は、裁量の範囲内で、当事者の適切な書面による申立てに基づいて、連邦民事訴訟規則、これらのローカル・ルール、先行する裁判所命令により規定された超過時間内で、ディスカバリーに応答する、またはディスカバリーを完了する、またはディスカバリーの申立てに返答するための期間内で、期間の延長を許す。期間の延長に関する弁護士間の合意は、強制力も効果も有さない。ただ裁判所だけが、それに向けた適切な申立ての後に、期間の延長のための許可を与えることができる。他の方法が明確に規定されていない限り、そのような延長は、そのようなディスカバリーで何が明らかになるかとは無関係に、何らかの方法で、個別事件において裁判所が採用した期日の設定や手続を変更しないであろうような特定の条件に基づいてなされる。」

(70) E.D.Va.Rocal R.11(C)(E)(F). *See* Dayton, *supra* note 14, at 458 .

(71) E.D.Va.Rocal R.26(B) 書面の必要性：「連邦民事訴訟規則二六条から三七条に基づく、質問書、証言録取書、要求、申立て（apprications）に対するあらゆる異議は、ディスカバリー事項に関するすべての申立てとそれに対する応答と同様に、書面でなされなければならない。書面による申立ての提出を時間が許さない場合は、裁判所は、その裁量で、この要求を免除することができる。」

(72) E.D.Va.Rocal R.37(E). 弁護士間の訴訟協議：「弁護士は、あらゆる可能な手段で、不必要なディスカバリーの申立てを減らすために協議をしなければならない。弁護士が、相手方弁護士と、対面または電話で、争点となっているディスカバリー事項を解決する可能性を追求するために会議を行わない限り、ディスカバリー事項に関連する申立ては提出することができない。申立てが、争点となっているディスカバリー事項を解決するための十分な努力が弁護士間でなされた旨の弁護士の陳述書を伴ってなされないかぎり、裁判所は、ディスカバリーに関する申立てについて判断しない。」

(73) E.D.Va. Rocal R.37(G) 不必要なディスカバリーの申立てまたは異議：「裁判所への不必要なディスカバリーの申立ての

提出、相手方当事者または非当事者への不必要なあらゆる種類のディスカバリーの要求は、適切なディスカバリー手続に対する不当な抵抗と同様に、そのような当事者に、費用と弁護士報酬の賦課を含めた、適切な救済と制裁を与える。」

(74)　バージニア州東部地区裁判所は、連邦民事訴訟規則一一条（濫用的な申立てなどに対する制裁規定）を一九八三年の修正以降、厳格に適用する先駆者的存在であった。その結果、この裁判所で活動する弁護士は、この規則に違反してプリーディングを提出すると、罰則を受けることになるとすぐに理解した。

(75)　*See* Dayton, *supra* note 14, at 450.

(76)　E.D.VA.R.CAL. R.30(A). ディスカバリー：「この裁判所の適切な支部に民事訴訟を提起している当事者、または当事者の代表（たとえば、役員、取締役、支配人）は、原則的に、この支部内で指定された場所での証言録取書を提出することが要求されねばならない。この原則規定の例外は、当事者あるいは当事者の代表が高齢である、または健康状態が悪い、あるいは特別な事情が存在し、それが当該支部内の場所で証言録取書を整然と取ることを妨げる場合に、裁判所の命令によって判断される。被告のうち、反訴提起者、共同被告人、第三者原告になった者は、この裁判所に訴訟を提起したものとみなされる。この条項は、非任意的原告(involuntary plaintiff)と競合権利者確定手続の原告（interpleader plaintiff）には適用されない。」証言録取を求める当事者は、証言を録音し文書にする費用を負担しなければならないが、合意により当事者間で平等に負担することもできる。

E.D.VA.R.CAL. R.30(B). ディスカバリー証言録取の反訳記録の録音と文書化：「証言録取の録音の費用は、それを取ることを求めた当事者が負担しなければならない。証言録取の反訳記録の費用は、その原本の準備を求める当事者が負担しなければならない。当該証言録取のコピーを求めるその他の当事者は、コピー料金に従って、その料金を支払わなければならない。当事者は、同意により、出席や文書化の費用を、求められた前述のコピーを含めて、平等に分担することができる。」

(77)　E.D.VA.R.CAL. R.30(C). 弁護士費用：「アソシエイト弁護士の雇用を維持しない場合、旅行費用の代わりに、あらゆる証言録取への出席に対する弁護士費用の手当を得ることは、制定法やこのローカル・ルールの中で他の方法で規定されている範囲を除いて、この裁判所の方針ではない。しかし、事件の状況がこれを正当化する範囲で、合理的な手当を得る権利を留保する。」

E.D.VA.R.CAL. R.30(E). 旅費：「このローカル・ルールに規定されているような旅行の費用は、航空機あるいは他の公共交通機関による旅行の合理的な費用、公務において連邦政府職員が支払われる一マイルあたりの一般的な料金レートでの乗用

車による旅行の費用、合理的に選択され利用されたあらゆる移動手段からなる。事務所または住居から公共の交通機関のターミナルへの移動の費用と目的地のターミナルから証言録取が取られる場所への移動の費用、もし必要であると考える場合には、合理的な一泊の宿泊施設の費用、そして帰路の費用を含む。裁判所は、裁量により、合理的な食費を認めることができる。」

（78）E.D.Va.Rocal R.30(E). 旅費（後段）:「旅行の費用は、ここで定義されているが、証言録取に出席することが要求される証人（当事者または当事者の代表でない者）にも適用される。連邦民事訴訟規則四五条（b）（2）項に基づいて、民事訴訟のトライアルや審理に出席する証人に関して、上述の旅費は、当該証人が証言を行ったり、証人が出席することが必要であったりする場合には、費用として査定されなければならない。しかし、当該旅費は、当該証人がトライアルまたは審理が行われる場所から一〇〇マイル以上に居住する場合には、現実に費やされた金額に制限されなければならず、上述の合理的な費用と共に、証人の証言の目的で必要となった場合には、一泊分の宿泊施設の費用と食費に制限されなければならない。証人がトライアルまたは審理が行われる場所から一〇〇マイル以内に居住する場合には、旅費は法律で定められている一マイルあたりの旅費と出席費用（attendance fee）に制限されなければならない。」

（79）E.D.Va.Rocal R.30(F). 証言録取の審査:「証言録取書が証拠として提出されることが予定される場合は常に、弁護士は、最終プリトライアル・カンファレンスの前に、またはトライアルの日より前に同じものが入手できない場合には、当該証言録取書を審査し、（1）そこから専門家証人の資格に関する陪審に読むための短い陳述を要約し、（2）不必要な／あるいは関連性のない事項を削除し、（3）陪審が読むことを避けるために、すべての異議と弁護士の陳述を削除しなければならない。弁護士が、何が削除されるべきかについて合意できない場合には、トライアル期日の前に、その点について判断をするために裁判所に提起しなければならない。それをしなかったことは、異議の放棄とみなされる。」

（80）E.D.Va.Rocal R.30(H).

三　ロケット・ドケットの具体的展開

前章では、バージニア州東部地区裁判所における、ローカル・ルール上の制度改革の基本的枠組みを紹介した。

しかし、実際のバージニア州東部地区裁判所における訴訟進行管理においては、全ての支部裁判所において、全事件に対して、ローカル・ルールのみに従ったひとつの統一的な「ロケット・ドケット」方式が運用されているわけではない。すでに述べたように、トライアル期日やディスカバリーの締切期限を設定する訴訟管理手法は、むしろバージニア州東部地区裁判所の各支部において、実務上の慣行として行われているものである。ロケット・ドケットが、もともと訴訟の迅速化に対する実務上の要請、すなわち現場での努力に端を発するものであった点に照応するように、ロケット・ドケットと呼ばれる訴訟進行管理手法は、ローカル・ルールを基本的枠組みとしつつも、実際は各支部裁判所や訴訟類型において、それぞれ細かな点で多彩なバリエーションを有する訴訟迅速化の制度運用の総体を指した名称と言ってもよい。

また、バージニア州東部地区から離れて、アメリカ連邦裁判所全体における訴訟手続の迅速化の試みに目を向けるならば、そこにもやはり、ロケット・ドケットと基本的枠組みが類似しながらも、独自の工夫と改善を施した訴訟管理方式が採用されていることがわかる。

そこで本章では、まず第一節で、バージニア州東部地区裁判所の各支部における制度運用上の工夫と差異につき、次いで第二節では、一部の特殊な訴訟類型における訴訟管理につき、第三節では、バージニア州東部地区以外における訴訟管理方法に見られる、ロケット・ドケットと同様あるいは類似の手法について、概観する。

1　各支部における実務

ここでは、バージニア州東部地区裁判所の四つの支部における手続が、実際にどのような流れで進むのかを具体的に記述する。特に、各支部における事件表の管理方法（マスター・ドケット（master docket）方式とインディビィ

ジュアル・ドケット（individual docket）方式のいずれを採用しているか）、手続のタイム・スケジュール（どのような流れに手続をのせるのか）、そして、具体的な手続の実務（申立てやプリトライアル・カンファレンス、トライアルの実務）に注目する。これらの支部の手続は、前述したローカル・ルールを基礎としながらも、その実務においては多様な運用を行っている。しかしながら、いずれの支部も訴訟の迅速性において遜色がないと言われている。すなわち、訴訟運営手続における支部間の相違点は、主張、申立て、トライアルの割当てに関与する各支部の裁判官の選好を反映するようであるが、事件表とスケジュール実務における相違点があるにも関わらず、すべての支部は同等の統計値を示すことは興味深い事実である。

なお、各支部における手続は、主にバージニア州東部地区裁判所の諮問委員会が作成した「CJRA REPORT」[52]とDayton論文を参考とした[53]。

（1）Alexandria 部[54]

Alexandria 部[55]は、純粋なマスター・ドケット方式を利用している。よって、当事者が訴状を提出すると、すべての事件は、一つの事件表に載せられる。書記官事務所は、この事件表を毎月チェックして、新しく提出された主張を調査し、すべての当事者がプリーディングと答弁（応訴通知を含む）を提出したかを確認する。訴状に対する答弁を行うべきとされる当事者のうち一人あるいは複数が、答弁書を提出していない場合は、その事件は却下されることとなる[56]。

事件表に記載された事件につき、当事者による答弁が裁判所に提出されると、主任裁判官は連邦民事訴訟規則一六条に基づくスケジュール命令（scheduling order）を出す。このスケジュール命令では、特に①ディスカバリー

の締切期限と、②最終プリトライアル・カンファレンス期日が設定される。また、このスケジュール命令により、当該訴訟における申立てに関する審理が、最終プリトライアル・カンファレンスの前までにすべて終了していることが要求される[86]。手続の流れとしては、訴訟の提起から二～三ヶ月後に、最終プリトライアル・カンファレンスの期日が設定され、このカンファレンス期日の直前の金曜日にはディスカバリーを締め切るというスケジュール命令が出される[87]。この支部での手続の下では、申立てに対して、審理をせずに決定をなすことは許されていない。したがって、このような申立てに関する審理は、最終プリトライアル・カンファレンスの直前の金曜日までの日時に、期日が設定される。このような標準的なスケジュール命令では、トライアル期日が最終プリトライアル・カンファレンスの際に決められる旨が通知される。また、そこで決められるトライアル期日は、最終プリトライアル・カンファレンスの日から三～八週間以内に設定されるであろうことも通知される[88]。すなわち、手続の流れを大まかに述べると、訴え提起の後に、応訴がなされると、スケジュール命令により、ディスカバリーの締切期限（申立て事項も同日までに審理を経た後の決定がなされていなければならない）と最終プリトライアル・カンファレンス期日が設定され、これによりおのずとトライアル期日（長くても最終プリトライアル・カンファレンスから八週間以内の期日）が決まるわけである。したがって、バージニア州東部地区裁判所 Alexandria 部では、はじめに最終プリトライアル・カンファレンス期日を命令により決定することによって、さまざまな手続の期日や期限が逆算する形で決められていくことになる。

最後に、Alexandria 部での申立てやプリトライアル・カンファレンス、そしてトライアルに関する実務について詳しく述べる。まず、申立て実務に関して、Alexandria 部が特徴的なのは、バージニア州東部地区裁判所において唯一「申立審理日（motion day）」を有するという点である。つまり、この支部では、毎週金曜日が申立てに

関する審理の日として設定されているのである。[89] 申立ては、ある特定の裁判官またはマジストレイト裁判官によって審理されるように計画される。たとえば、この支部のマジストレイト裁判官は、すべてのディスカバリーに関する申立てを審理する。[90] 申立審理日には、通常で約五〇件の民事及び刑事事件の申立てに関する審理が行われると言われている。[91]

次に、この支部での申立て実務のタイム・スケジュールを詳しく述べる。申立ては、その裏付けとなる意見書と共に書記官事務所に提出される。その提出期限は、審理が行われる金曜日の、前の週の金曜日の午後五時までである。これに対し、相手方当事者は、審理が行われる二日前（すなわち、水曜日）の午後五時までに答弁を行わなければならない。相手方代理人の答弁を受けて、申立て代理人は、審理が行われる金曜日の午前までに応答をしなければならない。また、サマリー判決の申立てのような、決定的な申立て（dispositive motions）[92]の場合には、両当事者には比較的長い時間が与えられるようである。[93] すなわち、相手方は、申立てに対する答弁を行うために、通知された日から一一日間[94]が与えられ、申立当事者は、答弁に対する返答を行うために三日間が与えられる。

Alexandria 部での最終プリトライアル・カンファレンスは、毎月第三木曜日に行われる。最終プリトライアル・カンファレンスには、すべての代理人が出席するよう義務づけられており、裁判官室に集められ、書面に基づく協議が行われる。[95] 特に、Alexandria 支部における最終プリトライアル・カンファレンスは、バージニア州東部地区裁判所の主任裁判官が主宰することになっている。上述した標準的スケジュール命令の下では、弁護士は、最終プリトライアル・カンファレンスの際に、①証人及び証拠のリスト、②提出のための準備の整った証拠方法、③争いのない事実を文書化したものを持参しなければならない。また、両当事者の弁護士は、最終プリトライアル・カンファレンスに先立って、争いのない事項を明確にするために話し合いの場を設けなければならない。証拠に対する

異議は、最終プリトライアル・カンファレンスにおいてのみ申し立てることができる。そして、このような異議については、トライアルで判断される。

トライアルは、裁判官のスケジュールや「潜在的な職業倫理上の問題」などを考慮した上で、支部内の裁判官に無作為に割り当てられる。陪審による裁判が行われない場合には、弁護士は、事実認定と法律問題に関する結論を提案する文書を書記官に提出しなければならない。

（2）Newport News 部および Norfolk 部[96]

Newport News 部[97]と Norfolk 部[98]は、両者ともマスター・ドケット方式を採用している。これら二つの支部は、ローカル・ルール三条（B）項に基づく東部地区裁判所の支部であるが、これらは一つの裁判所として機能している。しかしながら、それぞれの支部は、独立した事件表と職員を有している。Newport News 部の書記官は、Newport News 部に提起されたすべての民事訴訟を事件表に記載し、調整する。その一方、Norfolk 部に在籍する書記官は、第一回プリトライアル・カンファレンス、申立てに関する審理、トライアル、および Newport News 部と Norfolk 部に提起された事件に関するその他の事項を事件表に記載する。したがって、Newport News 部に提起された事件に関わる申立ては、Newport News 部で審理が行われる場合と、Norfolk 部で審理が行われる場合がある。しかし、トライアルに関しては、Newport News 部で開始された訴訟は、Newport News 部で行われる[99]。

Norfolk 部の事件表の管理に関して特徴的な点として、その「備忘録システム（tickler system）」があげられる。このシステムは、被告側の送達報告書が、ローカル・ルール四条に反して、一二〇日以内になされなかった場合や、被告が訴え却下の申立て、あるいは答弁を行わなかった場合に、事件表に付箋を貼るという実務である。また、申

立てに関して、当該申立てに関する審理や決定の準備が整っている場合にも付箋を貼ることとしている。[100] このようなシステムは、通常、Newport News 部の事件にも適用されている。

次に、Newport News 部および Norfolk 部における手続が、全体としてどのような流れで進められるかについて述べる。まず、ある事件が係属すると、書記官は、二週間内に Norfolk 部のマスター・ドケットに第一回プリトライアル・カンファレンス期日を記載する。この期日において、弁護士が管轄などのテクニカルな問題を示した場合には、その争点の審理のための期日を設定する。Newport News 部と Norfolk 部におけるトライアル前の手続のタイミングは、個別事件ごとに異なるが、トライアル期日は、第一回プリトライアル・カンファレンスを行った後に決められることとなっており、そうして設定されたトライアル期日を基準として、トライアル前の手続の期日が決められていく。基準となるトライアル期日自体は、第一回プリトライアル・カンファレンスを受けて、事件の複雑さに応じて、四～六ヶ月後の日時に設定される。トライアル前のスケジュールを決める際には、書記官または裁判所調査官は、トライアル期日から遡って各期日を算出する。すなわち、①最終プリトライアル・カンファレンスは、トライアルの二・五～三週間前に、②弁護士間の協議（an attorney conference）は、最終プリトライアル・カンファレンスの二週間前に、③条件付き証言録取書の締切日は、弁護士間の協議の二週間前に、それぞれ設定される。そして、両当事者のディスカバリーの期限に関しては、被告側については、証言録取書の締切日の二週間前に、原告側については、被告のディスカバリーの締切日の一ヶ月前に締め切られる。そして、申立ての期限が、ローカル・ルールに基づいて設定される。

一六条（b）項に基づくスケジュール命令は、第一回プリトライアル・カンファレンスの結果を受けて出される。裁判所は、第一回カンファレンスおよびスケジュール命令に際して、訴訟の迅速で公正な解決という裁判所の責務

に反しない限り、両当事者や弁護士の要求を斟酌することができるとされる。

バージニア州東部地区裁判所 Newport News 部および Norfolk 部の手続の流れを簡潔に述べるとすると、はじめにプリトライアル・カンファレンスを行い、その結果を受けて、トライアル期日を設定し、これを基準としてさまざまな手続の期日や期限を決定し、それをスケジュール命令として出すという流れである。

次に、Newport News 部および Norfolk 部の具体的な手続の実務について述べる。まず、申立ての実務については、Alexandria 部のように申立てに関する審理が必要的とされていない。したがって、申立てに関する審理を求める弁護士が、ローカル・ルールに基づいて審理期日を得られない場合は、書面により申立てが判断される[101]。また、審理が行われる場合でも、Alexandria 部のように、申立審理日を有していないので、申立てについては、午前中やトライアルが始まる前などの、トライアルが行われていない時間に審理が行われる[102]。Newport News 部および Norfolk 部においては、ある事件に付随するあらゆる申立てが同一の裁判官によって判断される。事件表を管理する書記官は、すべての申立てに関する期日を設定する。そして、裁判官は、スケジュールの空き具合や潜在的な職業倫理上の問題を考慮して、審理を行うためのスケジュールを立てる。

なお、実務としては長い間、ディスカバリーに関する申立てはマジストレイト裁判官が審理を行ってきた。現在では、Newsport News 部および Norfolk 部の裁判官は、ローカル・ルールの規定[103]に反しない限り、ディスカバリーに限らず、多くの申立てをマジストレイト裁判官に任せるようになってきている。そして、訴訟当事者たちもマジストレイト裁判官の裁判権に服することについての合意をするのが一般的になってきているようである。

次に、プリトライアル・カンファレンスの実務について述べる。第一回プリトライアル・カンファレンスは法廷で行われるが、通常、マスター・ドケットを管理する書記官や裁判所調査官（judicial law clark）によって指揮さ

れる。このカンファレンスには、両当事者の弁護士が少なくとも一人ずつ出席する必要がある。そこでは、カンファレンスを主宰する書記官が、ディスカバリーの期限を設定し、トライアル期日を確定する。弁護士が、当事者の不適格や管轄権の問題などのテクニカルな問題を提示した場合には、そのような争点を審理するための期日を設定する。また、弁護士が、何らかの申立てがなされる可能性を示唆した場合には、書記官は、行われうる申立てのための準備書面がいつ準備できるかを明らかにさせる。申立ては、その提出の直後に、当該申立てに関する審理の期日が設定されるが、これはローカル・ルール七条に基づいて決定される。

最後に、トライアル期日については、前述したように、第一回プリトライアル・カンファレンスの際に設定される。トライアル裁判官は、トライアル期日の直前の木曜日に割り当てられる。複雑な訴訟の場合には、トライアル裁判官がよりよく記録に熟知するように早期から割り当てられることもある。しかし、すべての民事訴訟において、膨大な部分がトライアル前に解決しているとされ、このことは他の支部にも言えることであると言われている。

（3）Richmond 部[104]

Richmond 部[105]は、インディビジュアル・ドケット方式を採用している。したがって、提起された訴訟は特定の一人の裁判官に割り当てられ、その後の手続はすべて同一の裁判官によって処理されることになる。また、この支部では、インディビジュアル・ドケット方式を採用した結果として、各裁判官がそれぞれのトライアル前の手続を工夫することとなった。それぞれの裁判官の手続に大きな相違はないようであるが、Richmond 部の統一的な手続ではないので、以下では裁判官毎の実務を記述する。ここでは、一九九〇年代初頭に行われたCJRA による調査段階で、Richmond 部の現職であった裁判官、Merhige 裁判官・Spencer 裁判官・William 裁判官の訴訟実務につい

て、それぞれ概観する。

まず、三人の裁判官の手続に共通する点について述べる。手続の最初の段階において重要な役割を果たすのが、書記官事務所である。書記官事務所は、手続のはじめに、必要な書類がすべて提出されているように、提起されるすべての事件を監視する。具体的には、原告がすべての被告に対する送達証明書を提出しているか否かや、答弁書および応答的プリーディングの提出の有無をチェックする。その上で、原告が、送達証明書を提出していない場合には、事件は却下される。また、一方当事者が応答的プリーディングをタイムリーに提出しない場合には、懈怠判決が下される。

次に、三人の裁判官のトライアル前の手続についてそれぞれ述べる。Merhige 裁判官は、以下のような手続を行っている。プリトライアル・カンファレンス期日は、被告側弁護士が、応訴、訴え却下を求める申立て、答弁のうちいずれかを行ってから一〇日以内に[106]、書記官事務所が設定する。Merhige 裁判官は、このようにして設定されたカンファレンスを主宰する。カンファレンスにおいては、ディスカバリーの予定表が確立され、最終プリトライアル・カンファレンスとトライアルの期日が設定される。通常、トライアル期日は、第一回プリトライアル・カンファレンス後、三〜四ヶ月の間で決められる。その際、一六条に基づくスケジュール命令は、第一回プリトライアル・カンファレンスの結果として出されることとなる。

Spencer 裁判官も Merhige 裁判官とほぼ同様の手続を行っている。すべての当事者の弁護士が、書記官事務所に知れたときに、スケジュール命令が弁護士に送達される。このスケジュール命令により、三〇日以内に第一回プリトライアル・カンファレンス期日が設定される。Spencer 裁判官は自ら訴訟を整理し、彼の秘書は申立てに関するスケジュールを設定する。

最後に、William 裁判官の手続では、弁護士は、裁判官の秘書を通じて、申立ての予定を決めなければならない。第一回プリトライアル・カンファレンスは、答弁書が提出されてから三～四週間以内の期日が設定される。

Richmond 部での申立て実務は、三人の裁判官に共通しているようであるので、最後に付け加える。Richmond 部に提出された申立ては、前述したローカル・ルール七条に従って処理されている。弁護士が申立てに関する審理を要求する場合は、それぞれの裁判官の秘書に連絡を取って、審理期日を取り決める必要がある。また、この支部に特徴的な点として、マジストレイト裁判官の役割が挙げられる。他の支部においては、マジストレイト裁判官は、ディスカバリーに関する申立ての処理を一手に担っている。これに対して、Richmond 部では、ディスカバリーに関連する申立てがあった場合でも、他の申立てと同様の取扱いをする。したがって、他の支部のように、マジストレイト裁判官が、ディスカバリーの申立てを集中的に担当するという状況にはなっていないようである。このような実務の背景としては、この支部では、ほとんどディスカバリーに関する争いが起こっていないということや迅速に処理できるような複雑でない申立てが多いということ[107]が挙げられている。

以上のように、各支部の手続を具体的に見てみると、各支部が多様な手続で事件を処理していることがわかる。共通する点は、ロケット・ドケットの本質とも言えるが、手続の最初の段階で、手続の最終段階の期日を確定的に決めてしまうことである。その最終段階の期日の決定については、裁判官がある一定の枠の中で、裁量的に決める支部もあれば、協議を行った上で決める支部もある。いずれにしても、証拠収集にどれだけの時間が必要か、手続上の争いについてどの段階で決着をつけることができるか、という点について、見通しが立てやすい状況にあることが予想される。アメリカ合衆国においては、ディスカバリーなどの広範な証拠収集手続が当事者に用意されてお

り、それらを効率的に整序するために、ロケット・ドケットが効果的に用いられていると見ることができると考えられる。

2　特別手続

バージニア州東部地区裁判所においては、二つの事件類型の民事訴訟について、特別手続が適用される。この二つの類型の訴訟とは、一つはアスベストに関連する人身被害の損害賠償請求訴訟であり、もう一つは在監者による本人訴訟である[108]。それらの手続は、事件類型の特殊性から生じる手続上の手当ての必要性から生み出されたものである。以下では、このような二つの類型の訴訟に対する特別手続について述べる。

（1）アスベスト訴訟[109]

バージニア州東部地区裁判所に提起されたアスベスト訴訟は、ほとんどがNewport News部およびNorfolk部の管轄内に存在する造船工場に関連を有している。一九九〇年以降[110]に、Newport News部およびNorfolk部に提起されたアスベスト訴訟は、特別手続[111]に附されることとなった。アスベスト訴訟に対する特別手続は、一九九〇年一二月三〇日に口頭での裁判所審理規則（oral standing order）が公布されたことにより始まった。この手続では、まず、当事者が訴状を提出する際に、被告に対して原告の診療記録を提供しなければならないとする。また、訴状には、原告の職歴と当該侵害に対する被告の責任を判断するための決定的な事実に関する資料も添付しなければならない[112]。裁判所は、訴訟が提起されると、プリトライアル命令を出す。標準的なプリトライアル命令では、ディスカバリーの期間を制限し、最終プリトライアル・カンファレンス、弁護士による和解協議、トライアル期日を設定

する。

アスベスト訴訟の手続の特徴的な点は、画一的な期日設定をすることである。すなわち、指定された二週間の期間内に提起されたすべてのアスベスト訴訟は、訴え提起の日から、およそ六ヶ月後の第二もしくは第四火曜日にトライアル期日が設定される。たとえば、一九九一年六月上旬の二週間の間に提起された事件はすべて、一九九二年一月一四日にトライアル期日が設定された「トライアル・グループ」に入れられている。このグループ内の事件が、トライアル期日までに解決されない場合には、予定された期日にトライアルが行われる。しかし、大部分のアスベスト訴訟は、トライアル前に解決しているようである。たとえば、一九九〇年二月に提起され、一九九〇年一〇月にトライアル期日が設定された約一、一〇〇件のアスベスト訴訟のうち、二件を除くすべての事件が和解により解決している。[13]

バージニア州東部地区裁判所におけるアスベスト訴訟に対する特別手続は、アスベスト訴訟の法律上の争点と事実に関する争点が、多くの場合、非常に単純であるということを前提として設計されている。そして、この手続は、弁護士が、和解に直接結びつくような事実に傾注していることに焦点を当てている。弁護士が注目する和解に直接関連する事実としては、原告の人身被害の範囲や、もし存在すれば、被告の製造物に関する事項などがある。この手続は、自己の損害と被告の製造物との間の因果関係を証明することができる原告が、時宜に適った損害賠償を受けることを保証する。これにより、原告が、金銭賠償を得るためだけの手続に、不必要な資源を投じる必要がなくなるのである。

（2）在監者による本人訴訟

バージニア州東部地区裁判所の管轄区には、大規模な州の刑務所と連邦の更正施設が存在する。そのため、バージニア州東部地区裁判所に提起される在監者による訴訟は、他の地区裁判所に比べて非常に多い。在監者により提起される訴訟は、市民権を根拠とする不服申立てや人身保護令状の請願であり、本人訴訟である（以下では、このような訴訟を「在監者本人訴訟」とする。）。これらの在監者本人訴訟は、まず、Richmond 部で手続が行われ、その後、他の部局で終局的な処理が行われる。[114] これらの手続を行う際、裁判官を補助するために、法曹資格を有する者（記述の便宜上、以下では単に「補助者」とする。）が、一年契約で雇われている。このような在監者による本人訴訟は、かつてはローカル・ルール二八条により規律されていた。[115]

以下では、まず、在監者本人訴訟の手続の流れを時間の経過に従って記述し、次に支部毎の手続を簡単に説明する。

すべての在監者本人訴訟は、書記官事務所に訴状が提出されると、ただちに Richmond 部の補助者の元に回送される。この時点では、正式に訴えが提起されたこととはなされず、まず、補助者が訴状を審査する。[116] そして、訴状に瑕疵があった場合には、理由を添えて在監者に返送される。また、補助者が、適切な訴状の草稿を作成する必要が生じる場合もあり、このような時のために定型文書が用意されている。[117]

訴状が整った段階で、補助者は、手続を行うのに適切な支部の裁判官に事件を割り当てる。この割当ての作業は、特殊であり、たとえば、判決により自己に課された刑の合憲性を争う訴訟が、連邦刑務所内の在監者によって提起された場合には、量刑を行った裁判官に割り当てられる。また、人身保護命令をもとめる訴訟が、州刑務所の在監者によって提起された場合には、有罪判決が下された州の裁判官に割り当てられる。それ以外の場合については、

地方裁判所内すべての裁判官が在監者本人訴訟を平等に担当するように、事件は無作為に割り当てられる。

事件が、それぞれの裁判官に割り当てられると、当該事件は「暫定的（provisionally）に」ではあるが、その裁判官が所属する支部の手続に従うことになるが、すべての支部において三つの特別な手続が共通して使用されている。

第一に、バージニア州東部地区裁判所のすべての支部は、ローカル・ルールによって規定される訴訟救助手続を利用している。[118] この手続によると、本人訴訟提起者は名目的提訴手数料（a nominal filing fee）を支払うように義務づけられている。各支部の補助者は、在監者の提訴前六ヶ月間の収支バランスを調査する。これを受けて裁判官は、訴訟当事者である在監者に対して、六ヶ月間の収支の合計の二〇％を越えない額を提訴手数料として課す。[119] 在監者は、このようにして査定された提訴手数料に対して異議を述べたり、手数料の一部あるいは全部の免除を要求したりする機会が与えられるが、よほどの困難がある場合でなければ、裁判所が免除することはない。[120] 在監者本人訴訟は、原告がローカル・ルールの規定に従って課された提訴手数料を支払わない限り、訴え提起があったものとして取り扱われない。

第二に、州の刑罰制度に関する憲法違反に基づいてなされる市民的権利を主張する訴えには、連邦市民権法（the Federal Civil Rights Act）一九九七ｅ節が適用される。この規定は、在監者の市民的権利の要求を処理するための行政上の手続を運営する権限を州に与えるものである。[121] 州の手続が、一九九七ｅ節を承認した場合には、地区裁判所は、州刑務所の在監者による市民的権利を求める訴えを考慮する前に、その州での行政上の救済手段を尽くすことが要求される。バージニア州においても、刑罰制度に関連する市民的権利の要求を処理する手続の大部分が、この法律の一九九七ｅ節を承認した。したがって、バージニア州において、州の刑罰制度に関連して市民的権

利を求める訴えが提起された場合には、バージニア州による行政上の救済手続を前置しなければならないということになる。[122]

第三に、サマリー判決の申立てに関する「Roseboro 通達」が挙げられる。第四巡回区合衆国控訴院（the United States Court of Appeals for the Fourth Circuit）は、本人訴訟を行う在監者は、サマリー判決の申立てに応答するための適切な機会が与えられていなければならないと判示した。[123] この判決を受けて、バージニア州東部地区裁判所は、在監者が提起した不服申立てや請願に対して、サマリー判決の申立てがなされた場合には、必ず在監者に通知しなければならない旨の通達を出したのである。

以上の三点のような共通の特別な手続に加えて、各支部では、それぞの独自の手続も有している。

Alexandria 部では、補助員が訴訟救助手続を行っている。原告が適切な提訴手数料を支払い、訴訟が係属したことを前提として、書面を検討し、適切な意見と命令の草稿を作成する。この段階で、補助者が、既に提出されている以上の事実的な情報が必要とする場合には、当事者に対して必要な証拠資料を提出するように指示するための命令も準備する。意見や命令の草稿が補助者によって準備されると、それらの草稿は、当該事件の終局的な処理が割り当てられた裁判官の手に渡ることになる。Alexandria 部におけるほとんどの在監者本人訴訟は、トライアルが開かれることなしに処理されている。トライアルが必要である場合には、主任裁判官が、最終プリトライアル・カンファレンスにおいて、トライアル期日を設定する。そして、これらの事件のトライアルは、マジストレイト裁判官が指揮を行う。このような訴訟においては、当事者が要求した場合と、事件の性質上、弁護士を任命することが正当化される場合には、弁護士が任命される。マジストレイト裁判官は、ローカル・ルールが許容する範囲内での事実認定を行い、裁判官に意見を述べることができる。

次に、Newport News 部および Norfolk 部の手続であるが、これらの支部に割り当てられた事件のうち、半分が本人訴訟担当の裁判所事務官によって処理され、残りの半分が裁判官によって処理される。[124] いずれの場合も、事務官[125]は、被告が訴状もしくは請願に対して応答した後に、定型文書によって、在監者に通知を行う。通知する内容としては、在監者が被告のプリーディングに対してどのように応答すべきかということである。[126] それに加えて、事務官は、裁判所が判断を下すための情報が不十分である場合には、片方もしくは両方の当事者への質問書を準備する。

Newport News 部および Norfolk 部における在監者本人訴訟の大部分は、サマリー判決の段階で判断が下されている。陪審によるトライアルが不要である事件や、在監者が陪審によるトライアルを要求しない場合には、そのような事件は、マジストレイト裁判官による証拠調べ手続が行われる。事件によっては、この段階で、マジストレイト裁判官が、在監者の代理人となる弁護士を任命することもある。審理は通常、当該事件の当事者である在監者が収容されている施設内で行われる。マジストレイト裁判官は、調査官と共に、これらの二つの支部に提起されたすべての人身保護令状の請願事件を取り扱う。

最後に、Richmond 部における手続について述べる。この支部に割り当てられた在監者本人訴訟は、ローカル・ルール八三·四条の訴訟救助手続に従って進められる。在監者本人訴訟のうち、民事事件については、裁判官が独自の手続に従って処理する。Richmond 部における補助者は、在監者本人訴訟が効率的に行われるように、それぞれの裁判官への割当てなどを調整する。また、Richmond 部に所属するマジストレイト裁判官は、ほとんどの在監者本人訴訟の審理を指揮することを任されている。マジストレイト裁判官は、補助者が作成した暫定的命令の草稿を検討し、これに署名を行う役割を担っている。他の支部におけるマジストレイト裁判官の役割は、主にディスカ

バリーに関する申立てを処理することであったが、Richmond 部においては、在監者本人訴訟に関するものがマジストレイト裁判官の主たる役割となっているようである。

3　他州への広がり

ロケット・ドケットは、バージニア州東部地区裁判所において、訴訟遅延に対する解決策として大きな成果を挙げていると評価されている。そして、バージニア州東部地区裁判所の影響かどうかは必ずしも定かではないが、ロケット・ドケットのような「手続の早期に確定的な期日を設定する」という手法が評価されていることは、前述したCJRA に関するレポートなどからも伺い知ることができる。また、州裁判所がロケット・ドケットを導入したという比較的最近の記事も見られ[127]、バージニア州東部地区裁判所のような厳格なロケット・ドケットではないにせよ、アメリカ合衆国の他の裁判所などに、ロケット・ドケットが広まっていることが分かる。以下では、他の裁判所などの機関がどのようにロケット・ドケットを採用し、その訴訟制度の中に採り入れているかについて概観する[128]。ロケット・ドケッツを導入した機関の例としては、カリフォルニア州中部地区裁判所（連邦地方裁判所）、連邦通商委員会（Federal Trade Comission）、インディアナ州ジョンソン郡裁判所の三つを挙げる。

（1）カリフォルニア州中部地区裁判所

まず、カリフォルニア州中部地区裁判所におけるロケット・ドケットの導入は、Johnson 論文[129]に挙げられた具体的な事例から知ることができる。カリフォルニア州東部地区裁判所は、裁判所審理規則によってロケット・ドケットを採用したようである。すなわち、「この裁判所は、トライアル期日を可能な限り早期に設定することに努め、

ディスカバリーを長引かせることを許容しない。著しく複雑な訴訟事件を除いて、訴訟代理人は、最初の答弁書を提出してから三ヶ月以内に事件がトライアルに進むことを予期しなければならない。[130]」とした。また、期日の延期はまれにしか認められず、確定的な期日を定め、緊急事態を除いてはこれを変更しないとした。このように、カリフォルニア州中部地区裁判所は、明確にロケット・ドケットの採用を示しており、Johnson 論文で挙げられている判例においても期日の延期の申立てについて、厳格に判断され、延期が許されなかった。ところがその中には、敗訴した原告が上訴し、その上訴審において、延期を許さなかったことにつき、「裁量権の濫用」にあたるとして差し戻した裁判例が存在する。[131] この事例では、延期の申立てを否定したことが、「実際の重要な侵害」を生じさせたということを証明できなかったとして、最終的には先になされた上訴の判断も破棄された。しかし、この上訴審判決には、当事者が、期日の延期の申立てに対する判断への不服申立てとして上訴した際に、上訴審がどのような判断をするかが示されている。つまり、「outcome-determinative」という法理が用いられ、上訴人が反対の結果、すなわち、この場合では、トライアル期日の延期が認められていれば勝訴したであろうことを証明する必要があることを示している。この法理の下では、上訴の認容はかなり限定的にしかなされないであろう。したがって、カリフォルニア州中部地区裁判所が示した、「延期はまれにしか認められない」というルールを、上訴審も結果的には支持することになると推測されるが、延期の申立ての否定からの上訴による救済の可能性が示されていると見ることもできる。[132] また、この事件は、ロケット・ドケットと上訴審との関係についても示唆を与えていると思われるが、また別の機会に検討したい。

（2）連邦通商委員会

次に、連邦通商委員会（Federal Trade Commission）は、バージニア州東部地区裁判所の手続をモデルとして、非常に迅速な事件処理を行う手続を創設した[133]。連邦通商委員会（以下、「FTC」と記す。）の手続は、遅延によりあまりにも非効率的なものとなったために改革の必要が生じ[134]、暫定的差止命令から一三ヶ月以内に行政手続が終了する制度を導入した。この手続では、一定の条件[135]の下で、それぞれの事件がロケット・ドケットのような非常に迅速な手続に適しているかを判断する。たとえば、弁護士が、アンチトラスト責任に関する新しい理論を持ち出した場合には、FTCはその事件をロケット・ドケットの手続にはのせないであろう。また、事件の事実が複雑であることも迅速化された手続の利用を制限する要因となりうる。ある事件がロケット・ドケットに指定されると、当該事件の被告は、差止がFTCによって認められたときに、ロケット・ドケットによる手続を選択することができる旨が通知される。つまり、さまざまな要因を考慮して、事件が非常に迅速な手続に適していると判断されると、被告はこの手続を利用するか否かを選択することができるのである。そして、ロケット・ドケットが被告によって選ばれると、当該事件の「引き金となった」最初の出来事から一三ヶ月以内に終了しなければならないことになっている[136]。

（3）インディアナ州ジョンソン郡裁判所

最後に、インディアナ州ジョンソン郡裁判所では、ドケットに蓄積した離婚訴訟を減少させるために、ロケット・ドケットに類似した手続を利用している[137]。この裁判所は、通知から事件の審理を行うまでの期間が短くてもよいことに同意する当事者の「呼出しリスト」を作成している。つまり、ロケット・ドケットによる手続に同意した当事者は、審理期日の通知をうけてから一日もしくは二日後に、訴訟の準備が整っていることが要求される。この手続

は、ある裁判官のドケットに空きができたときに、予め同意が得られている事件リストの一番上の当事者に通知が行われる。すなわち、事務官が翌日あるいは翌々日の裁判官のドケットを確認した際に、空きがあった場合には、その日までには審理の準備が整っているはずの当事者に通知がなされるのである。この手続は当事者の同意を前提とし、両当事者が審理期日に出廷しているかという点も重視している。このようなジョンソン郡裁判所の手法は、FTC の手続と異なり、事件がロケット・ドケットに適しているかについての判断をする必要がない。このような手続を用いることによって、審理の準備が整っているにも関わらず、ドケットが遅滞しているがためだけに、審理を受けることができない当事者にとって利益となるであろう。

以上のように、ロケット・ドケットは、各機関によって多様な形式で採り入れられている。カリフォルニア州中部地区裁判所では、ほぼ完全な形でロケット・ドケットが導入されているが、期日の延期の申立てについての判断基準に関する議論が必要となりそうである。また、後者の二つの機関では、手続全体を改革しているわけではないが、迅速化が可能であるような事件類型に限定し、当事者が手続を選択する形で、慎重な導入がなされている。FTC においては、裁判所において、速い手続にのせることが一定の考慮要素に鑑みて妥当であるかが判断される。これに対して、ジョンソン郡裁判所においては、事件がロケット・ドケットに適しているか否かが判断されることはない。しかし、両者ともに、トライアルまでに準備が整っているか否かという観点から、ロケット・ドケットを規律していると見ることも可能なのではないかと思われる。

注

(81) *See* Report Of The Civil Justice Reform Act Advisory Group For The Eastern District Of Virginia (Sept. 19,

1991).

(82) 各支部の手続について、何らかの規則や裁判所審理規則等は定められていない。

(83) *See* CJRA REPORT, *supra* note 81, at 12-28.; *See* Dayton, *supra* note 14, at 460-461. 以下においては、特に注がない場合には、この論文を参考としている。

(84) この支部の管轄は、Alexandria 市、および、Loudoun, Fairfax, Fauquier, Arlington, Prince William, Stafford の各郡、そして、これらの郡に境界内にあるその他の市や町を含むと規定される。E. D. Va. Local R.3(B)(1). また、この支部には、バージニア州東部地区裁判所の主任裁判官が在籍している。

(85) 連邦民事訴訟規則四条（j）項の規定により、訴状の提出から一二〇日以内に、適切な訴状送達を受けなかった被告や応訴を行わなかった被告がいる場合は、当該事件は却下される。

(86) 加えて、ディスカバリー、プリトライアル・カンファレンス、トライアルにおける弁護士の義務について助言が行われる。

(87) 命令が出される時点で、応答（response）のみを行い、答弁を行っていない被告がいる場合は、裁判所は、一〇日以内に答弁書を提出するように命じる。

(88) 設定されたトライアル期日は、変更されず、事件表上にただ一度だけ現れるとされている。*See* Koerig, *supra* note 61, at 806.

(89) 刑事事件の申立ては午前九時に、民事事件の申立ては午前一〇時に予定されている。*See* Koerig, *supra* note 61, n. 51.

(90) *See* E. D. Va. Loc. R.72. ローカル・ルール七二条は、マジストレイト裁判官の義務について規定する。

(91) このような計画を行うのは、この支部内の書記官事務所であり、裁判官は、毎週担当する申立てが割り当てられる。また、申立て全体の九五％がこのような審理に基づいて、決定がなされている。

(92) 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）二六二頁によると、「dispositive fact」を「決定的事実」と訳されているため、これにならった。また、「決定的事実」とは、「法的紛争に決着をつける情報ないし証拠。法的関係を創設・変更・消滅させる事実」であると記されている。したがって、「決定的申立て」とは、事件の処分にかかるような申立てを指すものと思われる。

(93) 決定的申立て自体は、訴え提起から三〇日以内に通知（notice）しなければならない。

(94) 文献には、「事件表上での」一一日間と記述されている。*See* Koerig, *supra* note 61, at 807.

(95) Alexandria 部でのカンファレンスの長さは、二〇から四〇分以上になることはないとされている。*See* Koerig, *supra* note 61, n. 37.

(96) *See* CJRA REPORT, *supra* note 81, at 14-18.; *See* Dayton, *supra* note 14, at 461-463.

(97) E.D.VA.LOCAL R.3(B)(2). Newport News 部は、Newport News, Hampton, Williamsburg の各市、および York, James City, Gloucester, Mathews の各郡、そして、これらの郡に境界内にあるその他の市や町から構成されると規定される。

(98) E.D.VA.LOCAL R.3(B)(3). Norfolk 部は、Norfolk, Portsmouth, Suffolk, Franklin, Virginia Beach, Chesapeake, and Cape Charles の各市、および Accomack, Northampton, Isle of Wight (Wight 島), Southampton の各郡、そして、これらの郡に境界内にあるその他の市や町から構成されると規定される。

(99) 裁判官の一人が、Newport News 部に在庭している日にトライアルが行われるとされている。

(100) CJRA REPORT, *supra* note 81, at Appendix 4.

(101) 一九九八年二月二六日に Norfolk 部の Morgan 判事の書記官である Cal Spencer に、Koerig が電話でインタビューしたという記述によると、申立ては、弁護士が裁判官室を訪れ、当該申立てのスケジューリングを行った場合にのみ、審理が行われるかどうかが考慮されると言われている。*See* Koerig, *supra* note 61, n. 54.

(102) *Id*, at 807.

(103) E.D.VA.LOCAL R.72. かつては、ローカル・ルール二九条の規定を基準としていたようであるが、どのような規定であったかについては分からなかった。七二条は、マジストレイト裁判官の一般的な義務が規定されている。

(104) *See* CJRA REPORT, *supra* note 81, at 18-19.; *See* Dayton, *supra* note 14, at 463-464.

(105) E.D.VA.LOCAL R.3(B)(4). Richmond 部は、Richmond, Petersburg, Hopewell, Colonial Heights,Fredericksburg の各市、および Amelia, Brunswick, Caroline, Charles City, Chesterfield, Dinwiddie, Essex, Goochland, Greensville, Hanover, Henrico, King and Queen, King George, King William, Lancaster, Lunenburg, Mecklenburg, Middlesex, New Kent, Northumberland, Nottoway, Powhatan, Prince Edward, Prince George, Richmond, Spotsylvania, Surry, Sussex, Westmoreland の各郡、そして、これらの郡に境界内にあるその他の市や町から構成されると規定される。

(106) 応訴、訴え却下を求める申立て、答弁のいずれかを行うことにより、被告側弁護士が書記官事務所に知れるところとなってから一〇日以内という趣旨であるようである。

(107) *See* Koerig, *supra* note 61, at 808.

(108) バージニア州東部地区裁判所は、「Dankon Shield」訴訟についても引用される。「Dankon Shield」とは、避妊器具の一つであり、後に、この器具を使用した女性に重大な人身被害をもたらすことが明らかになったものである。その結果として、非常に多くの損害賠償請求訴訟が提起され、それらの訴訟が、裁判所のキャパシティを大幅に越えることとなった。このようにして遅滞した事件は、通常の民事訴訟の手続では処理できなくなり、地区裁判所の事件リストを3年以上にわたって非常に圧迫した。*See* Dayton, *supra* note 14, n. 79.

(109) *See* CJRA REPORT, *supra* note 81, at 20-22.; *See* Dayton, *supra* note 14, at 465-466.

(110) 一九九〇年以前は、頻繁にアスベスト訴訟の被告となっていた会社のうち数社が、破産者として破産法一一章のもとで保護され、これにより損害賠償訴訟手続が停止した。したがって、九〇年以前のアスベスト訴訟のうち、解決された事件は、被告が破産しなかった事件についてのみである。このことから、被告側の破産も訴訟遅延に大きな影響を与える要因であることがわかる。

(111) Clarke 裁判官によって作られた手続である。

(112) このような要求を行うことの効果として、アスベスト訴訟における「自発的なディスカバリー（voluntary discovery）」を創設した。これに対して、修正された連邦民事訴訟規則二六条は、すべての民事訴訟における強制的なディスカバリー（mandatory discovery）を課した。FED. R. CIV. P. 26.

(113) ちなみに、トライアルを行った二件は、トライアルに約四日を要している。アスベスト訴訟のほとんどが和解等により、トライアル前に解決がなされているのは、全国的な傾向であるようである。

(114) 弁護士が代理人となっている在監者による市民権訴訟や人身保護命令の請願訴訟は、通常の手続に則って行われる。CJRA REPORT, *supra* note 81, at 22 n. 6.

(115) 現在では、二八条は削除されている。これらの訴訟に関連して、八三・四条にヘイビアス・コーパス（habeas corpus：人身保護令状）と訴訟救助手続が規定されている。E.D.VA. ROCAL R.83. 4.

(116) たとえば、必要な数だけ訴状が提出されているかや、適切な被告が挙げられているかなどである。

(117) E.D.VA.ROCAL R.83. 4(A). 標準的な書式（standard form）：すべての人身保護令状を求める本人訴訟の請願者は、要求に応じて請願者に費用を負担させることなしに書記官によって提供されている一連の標準化された書式を提出しなければな

らない。弁護士が、人身保護令状を求める請願を提出する場合には、標準化された書式を使用する必要はないが、すべての請願は、前述した書式に示されたのと本質的に同様の情報を含まなければならない。

(118) E.D.Va.Rocal R.83. 4.

(119) バージニア州東部地区裁判所の裁判官の大多数は、合計の一五％の額の提訴手数料を課している。

(120) たとえば、原告が刑務所内での収入から子の養育費を支払っているなどの場合が挙げられる。

(121) 42 U.S.C. §1997e(1988).

(122) CJRA REPORT, *supra* note 81, at 25. バージニア州東部地区裁判所に提起される市民的権利を求める本人訴訟の大部分は、この連邦制定法の規定に従う。このような事件は、州行政による救済手続を尽くすまで係属し続ける。経験上、このような手続を実行することによって、バージニア州東部地区裁判所に提起される市民的権利を求める在監者本人訴訟の数は、減少してきたと言われている。

(123) Roseboro v. Garrison, 528 F. 2d 309(4th Cir. 1975).

(124) どのような条件で、直接裁判官室に回される事件とそうでない事件をふりわけるのかについては不明である。

(125) 本人訴訟担当の事務官によって処理される事件は、その事務官が、裁判官室に回された事件は、その裁判官についている事務官が、在監者に対する通知を行う。

(126) たとえば、応答に際して、文書やその他の証拠資料を添付しなければならないことなどを通知する。

(127) ケンタッキー州の一八の judicial district のうちの一つである Kenton 郡において、刑事訴訟の重罪事件に限定してではあるが、ロケット・ドケットを採用したという記事がある。The Enquirer, Wed, May 5, 2004.

(128) なお、ここに挙げた裁判所以外でもロケット・ドケットを採用している州が存在するようである。

(129) *See* Johnson, *supra* note 18, at 237.

(130) Martel v. Los Angels, 34 F. 3d 731, 732-33 (9th. Cir. 1994) 一九九一年四月二四日の命令が引用されている。

(131) この事件では、原告が、トライアル期日の五日前に設定されたプリトライアル・カンファレンス期日の四日前（つまり、トライアル期日の九日前）に、追加的なディスカバリーを行うために期日の延期を申し立てた。しかし、カリフォルニア州中部地区裁判所は、この申立てを却下し、予定通りトライアルが行われ、原告は敗訴した。そこで、原告は、延期の申立てを退けたことについて、第九巡回区裁判所に控訴した。第九巡回区裁判所は当初、地区裁判所が正当な延期の申立てを否定したと

して、裁量権の濫用にあたると判示し、再審理のために下級審に差し戻した。Martel v. Los Angels, *supra* note 130, at 732-33.

(132) この点は、バージニア州東部地区裁判所の実務に関する文献には見られなかった点であり、ロケット・ドケットの導入途上である裁判所ならではであることが推測される。

(133) Robert W. Doyle, Jr., Modeled in Part on Expedited Federal Court Procedure, the FTC's New "Rocket Docket" Allows for the Completion of Administrative Proceedings in 13 Months, Nat'l. L. J., Jan. 6, 1997, at B5.

(134) おそらくアンチトラスト事件に関する手続に関するものであると思われる。合併などに対する暫定的差止命令やこれに対する異議などにより、手続が煩雑化し、遅延を招くこととなったようである。前述したように、バージニア州東部地区裁判所には、多くの特許訴訟が管轄を越えて提起されることが多い。特許訴訟と同様に、会社の合併などに関連する事件も迅速な解決の要請が強く働き、FTC の手続の改革が迫られたのではないかと思われる。

「提案された合併（merger）や権利取得（acquisition）に対する暫定的差止命令への防御を行う際に、アンチトラスト弁護士は、連邦裁判所の裁判官に対して、以下のように主張するだろう。すなわち、当事者に FTC との終わりのない行政訴訟を強要することは、合併会社の私的な利益の範囲にはないということを主張するのである。このようなアンチトラスト弁護士の一連の行為によって、費用がかさみ、最終的な解決までにかなりの時間がかかってしまう。そして、弁護士は、個々の『株主（equities）』は取引の成立を重視しており、委員会の介入なしにスムーズに手続が進められるべきであると主張する。」*See id.*

(135) *See id.* at B6. ある事件が加速された司法手続に附すことができるほどに熟しているかを判断するために、以下のようなことが考慮される。すなわち、事件の性質または重要性、捜査段階で確立された証拠に対して政府機関が置く信頼、提案された合併取引から生じる現在進行中の競争からの損害（competitive harm）、そして、FTC によって認識される全般的な訴訟リスクである。

(136) *See id.*

(137) *See* Mike Magan, Johnson County Judges Launch "Rocket Docket" to Blast Backlog of Divorce Cases, Ind. Law., Apr. 17, 1996, at 11.

四　検討

以上のように、バージニア州東部地区裁判所のロケット・ドケットの手続を概観した。以下では、まず、このような手続がアメリカ合衆国国内で、どのような評価を受けているかについて述べ、次に、ロケット・ドケットに対する若干の私見を述べた後、最後に、わが国における計画審理に関する議論について検討したいと思う。

1　ロケット・ドケットの評価

（1）アメリカ合衆国における評価

アメリカ合衆国において、ロケット・ドケットは、概ね好意的な評価が与えられている。以下では、三つの論文が、ロケット・ドケットをどのように評価しているかについて概観する。

まず、Dayton 論文は、バージニア州東部地区裁判所が、CJRA の示した、訴訟遅延に対する他の解決策を踏襲せずとも、ドケットの遅滞を解消していることを示し、他の裁判所もロケット・ドケットの手続を導入すべきだと主張する[138]。この裁判所の示す統計値[139]をもとに、連邦裁判所に負担がかけられすぎているか否かとは無関係に、現存する司法資源が取り扱うべき事件数を効率的に管理することができていることを示していると述べる[140]。その上で、裁判所の訴訟過程への司法コントロールの重要性と、裁判所の努力に対する弁護士会の協力を評価し、それらが、時宜を得た解決を確実にしていると評価している。

次に、Koenig 論文も同様に、ロケット・ドケットを「最も活気のある手続」と評価し、他の裁判所もロケット・

ドケッツを積極的の導入するように提言する。[141]

これに対しJohnson論文[142]は、完全にロケット・ドケットが定着しているとは言えないとし、カリフォルニア州東部地区裁判所の手続を、連邦民事訴訟規則一条[143]の理念から分析・評価する。すなわち、民訴規則一条に規定される三つの価値[144]は、互いに両立しえないので、これらのバランスをとる必要が生じ、そのバランスを達成する際のロケット・ドケットの有効性を評価している。その上でさらに、三つの「安全弁」を用意することによって、正義を最大化しうると主張する。すなわち、その安全弁とは、①裁判官の恣意性を防ぐために、「十分な理由」の基準[145]を定立させること、②ディスカバリーの争点を、可能な限り早期に限定するために、プリトライアル・カンファレンスを利用すること、③期日の延期の申立てに関する上訴審の判断基準を定立させること、の三点である。まず、①については、裁判官は、後に延期の要求が退けられた際に、その判断が恣意的、あるいは不意打ちであると当事者に感じさせないように、延期が容易には認められないことを当事者に予め知らせておく必要があり、また、スケジュール決定を正当化する理由を当事者に説明する必要があると述べている。そして、②は、不当な和解を強制することを防止する目的での提言である。最後に、③においては、先に述べた判例が、「無害な誤謬」理論を用いたことに反対し、結果を左右するか否かという判断基準では、延期の申立ての拒絶が上訴審で覆される可能性がほとんどないことになると批判する。その上で、「当事者が、時間が短いことによって、重要な証拠を集めることや重要な証人を捜し出すことから妨げられた」場合には、延期の拒絶から生じた不利益が認められるべきであると主張する。この論文は、右で述べたように、ロケット・ドケットの原型とも言えるバージニア州東部地区裁判所の手続についての評価ではないが、アメリカ法と比べても柔軟な制度である計画審理制度を有するわが国にとっては、示唆を得るところが大きいであろう。

（2）私見

ロケット・ドケットは、手続の最初に確定的なトライアル期日（手続の終期）を設定するドケット（事件表）の管理方法の一つである。それにより、手続全体のスケジュールを厳格に管理し、特にバージニア州東部地区裁判所では、そのスケジュールの変更を認めない運用がなされている。以下では、このような厳格で硬直的とも思われる手続が弁護士や当事者に受容され、大きな不満が生じていないのはなぜかという視点から[186]、ロケット・ドケットを検討したい。

第一に、「速い」ということが挙げられるであろう。手続の終期を予想することができ、かつ、かなりの迅速さでトライアルに進むことが期待できるので、判決までの速さを重視するような訴訟類型によっては、この手続が好まれるということがあり得る。このことは、管轄に関する規定のところで述べたように、多くの特許事件が、その管轄を越えてバージニア州東部地区裁判所に提起されているという事実からもわかる。また、特別手続としてのアスベスト訴訟については、自己の損害と被告の製造物との間の因果関係を証明することができる原告が、タイムリーに損害賠償を受けることができるように、制度設計がなされていた。このことは、争点が単純であることが想定されるような事件においては、ロケット・ドケットが、時宜に適った解決が提供しうることを示している。

第二に、当事者にディスカバリー等の広範な証拠収集手段が与えられているということが挙げられる。このことにより、当事者が証拠を効率的に収集し、必要なものだけをトライアルに提出するという仕組みとして、ロケット・ドケットが使われているのである。このことは、ロケット・ドケットが、ディスカバリーについての裁判官の訴訟指揮の失敗への批判を受けて、プリトライアル段階の改善の試みとして登場したことにも表れている。すなわち、ロケット・ドケットは、当事者に与えられた広範な権能を整序するための手続であり、合衆国においては、その速

さに堪えうるだけの権能が当事者に与えられていると言える。一般的に、迅速と適正とがトレードオフの関係として捉えられることが多いことに鑑みると、制度設計の問題としては、制度の迅速化と、証拠収集手続の充実とが、緊密な関係を持つことは、注目に値する。すなわち、これを少し単純化して言うならば、制度論のレベルでは、迅速と適正とのトレードオフ関係が重視されるべきではなく、むしろ、有限な司法資源という限界の中で、可及的に、武器充実と迅速との比例関係が重視されるべきなのであると言える。

第三に、プリトライアル段階で、手続上の問題点が生じた場合の、申立て手続が素早く処理されているという点が挙げられる。各支部の申立て手続に関して述べたように、手続上、問題となった点についてのみ、裁判所の判断を仰ぐ形で申立てがなされ、その審理も非常に迅速に行われている。また、申立てについては、裏付けとなる証拠を示した文書を添付すること[147]や、当該事案に関連性があることについてのみ記載することが義務づけられていること[148]により、不要な申立てや濫用的な申立てを制限し、かつ、申立てに関する審理自体も効率的に行うことを担保している。

第四に、手続の各段階で、当事者間で協議をするように義務づけられていることが挙げられる。トライアルに向けて、当事者間で争いのない事項について合意した旨の書面を作成することを義務づける[149]など、争点整理に等しいことを促すような制度設計がなされていると思われる。また、争いのない事項を整理することは、当事者間で争点を絞ることに等しく、協議が行われていく上で、場合によっては、和解が成立しやすいのではないかとも考えられる。ロケット・ドケットが、「非常に迅速な手続である」というコンセンサスから、当事者間での協力的な作業が生まれるのではないかと考える。

第五に、ロケット・ドケットが、当事者のみならず、裁判官をも拘束する手続であるという点が挙げられる。こ

の手続は、ローカル・ルールについて記述したように、ある一定の幅はあるものの、「裁量」の余地がほとんどないと言える。したがって、基準としても明確であり、スケジュール自体にも無理がないのではないかと考えられる。

以上のように、ロケット・ドケットは、訴訟運営の面での裁判官の事件への関与を厳格にすることにより、決められた期間内での当事者間での対等なやりとりを活性化し、その結果を受けて、中立的な結論を下すことができる仕組みとして機能しているということが言える。当事者は、広範な証拠収集手段を前提に、予め決められた時間で、一定の協働関係の下、トライアルへの準備を行い、当事者間で生じた問題点は、裁判所の一定の介入によって、速やかに処理されていく。つまり、ロケット・ドケットは、当事者に与えられている証拠収集手段などから、準備が可能である期限を予め決めることにより、当事者に予測可能性と行動指針を提供しており、制度の内容と枠のバランスの調和を、連邦民事訴訟規則の枠内で調整している手続であると評価することができる。

2　日本法への示唆

翻って考えるに、計画審理は、手続を可視化・透明化し、裁判官と当事者に明確な行動指針を示しうる制度である。この点が、最も大きなメリットの一つであると考える。これまでも、実務において、それぞれの裁判官が、事件毎の大まかな審理計画を念頭に置きつつ、訴訟手続を組み立てて進行してきており、実質的には、計画的な審理が実現されていたとされている。しかし、以上の制度上のメリットを享受するためには、裁判官のみが訴訟指揮の範囲内で審理計画を念頭に置くだけでなく、そのような計画を客観的なものとし、当事者と裁判官の間で共有することによってこそ、裁判所・当事者それぞれの行動指針が明らかとなる。[150] そして、これを手掛かりとして、その計画の具体化なり変更なりを検討することが可能となる。

したがって、両当事者が手続に関与する意思がある限り、全事件に審理計画が可視的に存在することが望ましいと考える。関係者が少なく、比較的争点も単純であるなどの事件において、計画の策定が、手続全体に対して重すぎる結果となる場合であっても、少なくとも予め用意された定型的な審理計画を明示することが望ましいであろう。重要なのは、手続の各段階で、明示された審理計画を前提として、裁判官と当事者がそれまでの手続を振り返り、審理の進捗等を評価した上で、次の手続に進む（もしくは進まない）という契機を与えることである。当事者に審理計画の「変更申立権」のようなものは認められないにせよ、審理計画の変更において、民訴法一四七条の三第四項が当事者との協議を要件としている以上、当事者が意見を述べる機会は保障されなければならない。また、大まかな計画審理から具体的な審理計画に移行する際には、むしろ一四七条の三第一項の適用領域と解すべきであろうが、いずれにせよこの場合でも、当事者との協議が要件とされているので、同様である。場合によっては、裁判官が、当事者の意見に反するような判断をすることもあり得ようが、その際には、自ずと理由を説明する必要が生じるだろう[151]。このことは、従来の職権進行主義に対しての一定程度の変更を要請するものであり、裁判官のケース・マネージメントに対するチェック機能をも果たしうる[152]。

手続の各段階の終期は、手続の中においてしか判断されえず、したがって、手続の中でしか決めることができない。したがって、個別訴訟審理のあり方を離れて一般的抽象的に手続の変更を厳格にするか否かという問いは妥当ではなく、個別訴訟手続の各時点における、それまでのプロセスとその後のプロセスとの関連においてのみ判断されなければならない。すなわち、手続の各段階における期限は、当事者に与えられた「武器」の量や、それを用いて具体的に行われた当事者間のやりとりのありようによって決まってゆくものであり、審理計画の変更可能性の高低だけを分離して議論することに、それほど大きな重要性はないのではないかと考える。

ロケット・ドケットは、当事者間の交渉を行う中での、手続上の問題点を「申立て」という形で裁判所に判断を委ねていた。また、裁判所に対するアクションを行う際には、当事者間の十分な交渉が前提とする規律がなされていた。

わが国には、ディスカバリーのような広範に及ぶ証拠収集手続がない以上、個々の証拠収集手続を、効率的に配置し、手続を進めていく必要がある。しかし、その場合でも、証拠の偏在などが著しい事案では、一方当事者が主張・立証の手がかりをつかめず、審理が予想以上に長期化を余儀なくされる場合も考えられる。現行制度下での証拠収集手続の効率的配置には、当然ながら自ずと限界があり、わが国で厳格な審理のスケジューリングは実現が困難であると考えざるをえない。ただ、本稿の考察から、迅速かつ充実した計画審理を実現するためには、それを下支えする証拠収集手続の完備が不可欠であることは明らかになったと指摘することはできるであろう。

また、証拠収集等を当事者間の交渉のみに委ねることも、わが国の証拠法の規律と合致しない。裁判官に広範な訴訟指揮権が付与されていることも、わが国における審理のスケジューリングを厳格になしえないと考えるべき要素となろう。

そこで、わが国における計画審理制度とロケット・ドケット制度とを比較するに際しては、審理計画の変更、とくに変更に際しての衡量要素を論じる必要がある。この点、アメリカ合衆国においては、ロケット・ドケットにおける両当事者の協力的な交渉や、広範な証拠収集手段が、厳格なスケジュール管理を行うロケット・ドケット制度の成立の条件だと解するならば、わが国においては、両当事者の証拠収集における当事者間の協力的交渉の有無（あるいは、証拠法にとどまらず、広く訴訟審理の促進に対する当事者の協力的態度の有無）や、当事者の証拠へのアクセスの期待可能性は、審理計画変更の局面に際しての斟酌事由として反映され得ると考えられる。具体的には、提

訴前後を通じた当事者照会に対する相手方の対応の態様[153]、裁判所の釈明に対する当事者の態度、文書提出命令申立てに対する裁判所の決定および所持者の提出・不提出、事案解明に対する当事者の協力的態度の有無などが、審理計画変更の際の衡量要素となろう。たとえば、一方当事者から審理計画変更が求められ、それまでの手続の中で相手方当事者が事案解明に対して非協力的な態度を取ってきたなどの事情が認められる場合には、裁判所は比較的緩やかに審理計画の変更を行うべきである。

そして、審理計画変更の際の「協議」の中身も、単に審理計画変更の可否だけにとどまらず、審理計画の具体化や変更の協議を通じて、これまでになされた手続上の問題点を検討し、判断していくということが可能になるのではないだろうか。これにより、当事者間の交渉も促進され、充実した審理が可能となるのではないかと考える。具体的に、変更後の審理計画のあり方は、一四七条の三第二項に挙げられた期間・時期の再設定にとどまらず、同三項「特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項」の文言を活用して、これまでの手続経過で析出された手続上の問題点を解決するのに適切な計画を含むべきである。たとえば、これまでの手続経過で、一方当事者が事案解明に対して非協力的な態度を取ってきたなどの事情が認められる場合には、これまでの時点で形成できた争点に対する、その当事者の攻撃防御方法提出期限を厳格に設定する（一五七条の二において、その期限設定に反した攻撃防御方法が却下される蓋然性が高まり、その当事者に対する警告的機能も果たす）、あるいは一定の場合には、より直接的に、事実上の事案解明義務を課するような事項を審理計画に盛り込むことも考えられる。

以上をまとめれば、審理過程の規律は、やはり迅速・適正等の諸理念を、総合的に、バランスを調整しながら実現しうるような審理規律、制度構築が目指されるべきであり、計画審理制度もその例に漏れない。すなわち、計画

審理制度は、審理計画の具体化や変更といった展望的／回顧的なメタ弁論を通じて、訴訟審理の迅速化だけでなく、当事者の実質的武器対等の確保や、それを通じた訴訟審理の適正・充実にも資するものと捉えられるべきと考えられる。

注

(138) *See* Dayton, *supra* note 14 at 490.

(139) バージニア州東部地区裁判所に提起される民事訴訟は、訴訟提起の日から六ヶ月を越えない間にトライアル期日が設定され、ほとんどの事件は、訴訟適期からおよそ四、五ヶ月でトライアルが行われている。

(140) バージニア州東部地区裁判所は、全国でも最も多い事件数を抱える裁判所の一つであるにも関わらず、遅滞を生じさせていないことから鑑みると、他の裁判所が「なぜこれほど絶望的に事件が蓄積しているのか」を理解するのが困難だと述べている。

(141) *See* Koenig *supra* note 61 at 825. 民事訴訟における費用と遅滞の問題に対する解決策は、バージニア州東部地区裁判所の技術を採用するだけでよい、とする主張を支持している。Dick Thornburgh, America's Civil Justice Dilemma : The Prospects for Reform, 55 Md. L. Rev. 1074, 1088 (1996).

(142) *See* Johnson, *supra* note 18 at 264.

(143) FED. R. CIV. P.1.

(144) 三つの価値とは、「just（適正）」「speedy（迅速）」「inexpensive（廉価）」である。

(145) バージニア州東部地区裁判所と同様に、延期の申立てに対する判断は、「十分な理由」という基準に拠っている。E.D.VA.ROCAL R.7(G). 前掲注（51）参照のこと。

(146) 不満があるとしても、制裁規定により、従わざるをえないのではないかという理由も考えられるが、この制裁が発動されることはないと言われている。「弁護士は、次第にこの裁判所（バージニア州東部地区裁判所）の速さに慣れ、この裁判所の規則と手続を遵守するようになった。」*See* Dayton *supra* note 14 at 450. したがって、制裁規定の存在や変更がありえないという事実によって、当事者が従わざるを得ないという可能性は、ここではとりあえず考察から除外したい。

（147）E.D.VA.ROCAL R.7(F)(1). 前掲注（45）参照のこと。
（148）E.D.VA.ROCAL R.7(D). 前掲注（48）参照のこと。
（149）E.D.VA.ROCAL R.7(E). 前掲注（50）参照のこと。
（150）東京地方裁判所プラクティス委員会『計画審理の運用について』（判例タイムズ、二〇〇四年）一二頁。
（151）山田文「合意と民事訴訟」法セ五〇一号（一九九六年）七九頁。
（152）職権進行主義の現代的変容につき、山本和彦編『民事訴訟の過去・現在・未来』（日本評論社、二〇〇五年）一四頁など。
（153）裁判所は、当事者照会に直接介入するわけではないが、照会の相手方の不誠実な態度は信義誠実義務違反の問題を生じうる、あるいは裁判所の心証に影響を与えるという通説的理解に基づけば、照会手続に対して事後的なチェックが行われ得る。新堂幸司『民事訴訟法【第三版補訂版】』（弘文堂、二〇〇四年）五三四頁、伊藤眞『民事訴訟法【第三版補訂版】』（有斐閣、二〇〇四年）二四三頁、高橋宏志『重点講義　民事訴訟法（下）』（有斐閣、二〇〇四年）六七頁。

五　おわりに

以上の議論をまとめると、まず、わが国における可視的・客観的な訴訟過程規律の実現のためには、審理計画制度の活用が有効な手段として考えられる。しかし、審理計画策定のために不相当に長い時間をかけることは、かえって訴訟の迅速化に資さず、訴訟手続の開始段階では適切な審理計画策定のために必要な情報も、裁判官・当事者双方に必ずしも明らかではない。このため、審理計画制度の実効化のためには、審理計画の事後的な変更の可能性を十分に議論する必要がある。

これに対して、アメリカ合衆国においては、バージニア州東部地区裁判所等における訴訟過程規律・管理方法として、審理のスケジュールを手続の早い段階で決定し、そのスケジュールを極めて厳格に遵守する「ロケット・ド

ケット」方式が採用されていることが注目される。ロケット・ドケット方式は、そのスケジュール管理の厳格さにもかかわらず、効率的な事件処理について多大な実績を上げており、この点でわが国の議論と著しい対照をなす。そこで、本稿では、ロケット・ドケット方式がいかにしてアメリカ合衆国内の訴訟実務において、実効的な訴訟過程規律をなしえているかを検討した。

その結果、ロケット・ドケット方式においては、ローカル・ルールの次元で、手続の各段階での期日設定や、期間の延長に関する厳格な要件を設定するほか、裁判籍に関していわゆる「裁判官漁り」を排除し、各種申立て手続において当事者に高度の行為責任を課し、ディスカバリーにおける量的規制、両当事者の交渉義務などを規定することによって、司法資源の効率的活用を厳格に定めていることを確認した。（以上、二）

次に、以上のようなローカル・ルール上の基本枠組みに基づいて、各裁判所支部の実務の次元で、ロケット・ドケット方式の具体的細部について、支部毎に多少の違いを確認しながら、実際に運用されている実状を分析した。その結果、訴訟過程の細かな期限設定や、審理期日の設定について、支部毎に相当程度明確なガイドラインを設けることによって、裁判所ならびに当事者に対して、明確な行動の指針を提示していることが明らかになった。また、支部によっては、マジストレイト裁判官や裁判所調査官等が積極的に手続に関与することによって、効率的な司法資源の活用がなされている実態も明らかにした。その他、特定の事件類型等に認められる特別手続では、期日を特に画一的に設定することで、審理の見通しを立てるほか、和解の機運を高めたり（アスベスト訴訟の例）、補助者による訴訟活動の補助、定型文書の活用、訴訟救助手続の活用、行政上の救済手続の前置などを通じて、円滑な訴訟運営を行っている（在監者による本人訴訟の例）実態も明らかになった。そして、このようなロケット・ドケット方式による訴訟過程規律は、バージニア州東部地区を越えて、複数の州や連邦通商委員会等における訴訟審理の

あり方に、大きな影響を及ぼしていることを明らかにした。（以上、**三**）

以上のように、ロケット・ドケット方式は、アメリカ合衆国では概ね好意的に受け止められているが、アメリカ合衆国と訴訟制度が相当に異なるわが国への示唆を考えるに当たっては、単に厳格なスケジュール管理という点だけではなく、当事者に対する武器充実等の制度の内容と、全体的なスケジューリングという制度の外枠との調和を踏まえつつ、わが国における訴訟審理過程のスケジューリングのあり方を検討する必要がある。その際、本稿の議論から導かれる視座は、両当事者が手続形成に関与する意思がある限り、その具体化の程度はともかく、全事件について審理計画が明示的に存在することが望ましく、また審理計画の変更可能性を論じるに際しては、単に審理計画変更可能性の高低如何のみを議論するのではなく、個別訴訟手続の各時点における、それまでの訴訟審理への回顧的評価と、その後の訴訟審理に対する展望との関連で判断されるべきであるというものである。

基本的な指針としては、ディスカバリーのように広範な証拠収集手段のないわが国の訴訟手続においては、当事者に厳格なスケジュール遵守を求めることは困難であり、むしろ個別事件における証拠収集や事案解明についての当事者の態度や、当事者の証拠へのアクセス可能性などを、審理計画変更の衡量事由に含めて、迅速のみならず、適正で充実した訴訟過程規律の実現のための手段として、審理計画の変更を捉えるべきであると考える。したがって、審理計画の変更に際しては、単に変更の可否だけを論ずるのではなく、これまでの訴訟過程を振り返って、今後各当事者にどのような行為規範を負わせるかを、一四七条の三第三項の積極的活用を通じて、変更後の審理計画に反映させるべきと考える。（以上、**四**）

冒頭でも示したとおり、わが国において計画審理制度を利用した訴訟過程の規律は必ずしも活発には行なわれて

おらず、現状では、計画審理の理念は、個々の裁判官による訴訟指揮の中に吸収されて理解されている傾向にあるように思われる。また、計画審理はさしあたり、訴訟手続の迅速化にかかわるものであるという理解が大勢であり、訴訟手続の充実・適正という観点からも計画審理を理解しようとする視点は、これまで必ずしも十分に検討されてこなかったように思われる。本稿は、アメリカ合衆国における厳格な訴訟管理方式を、いわばひとつの鏡として、わが国における可視的な審理過程のスケジュール設定の持つ意義、およびその実現のための制度的諸条件の検討を試みた。そして、この検討を通じて、計画審理制度が、個別訴訟手続において迅速化のみならず、両当事者の実質的武器対等などの、手続の適正、公正、充実化などの諸理念と強い関連を持ち得る制度であることを指摘することができた。

もちろん、本稿は、審理計画変更に際していかなる衡量要素を斟酌すべきかにつき、ごく一般的で大まかなガイドラインを示したに過ぎず、個別の訴訟手続において予想される、多様な訴訟審理の経過に対して、理想的な訴訟過程を形成できるような、統一的なガイドラインを提示することはかなわなかった。まずは、本稿の基本的な方向性に対して大方の批判をたまわりつつ、さらに具体的かつ網羅的なガイドラインの探求等については、今後の課題としたい。